

第1章 「緑確保の総合的な方針」の必要性

1 2040年代に目指す東京の姿に向けた緑施策

東京都は令和元(2019)年12月、2040年代に目指す東京の姿と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき戦略を示した『『未来の東京』戦略ビジョン』(以下「戦略ビジョン」という。)を策定しました。世界の政治・経済等の枠組みの大きな変化、第4次産業革命のうねり、世界的な気候変動の危機、少子高齢・人口減少社会の進行という、4つの点における歴史的な転換点に直面している中で、「戦略ビジョン」では、こうした厳しい状況に向き合い、目指す東京の姿の一つとして、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」を提示しました。そしてこのビジョンの実現を目指し、2030年に向けた戦略として、都市計画公園や緑地の整備、農地や自然地の保全を推進するとともに、防災や都市再生など様々な施策とも連動させながら、あらゆる場所で緑を創出・保全していくことで、緑溢れた都市を創り上げていくこととしています。これは、平成29(2017)年に策定した「都市づくりのグランドデザイン」において都市づくりの挑戦として掲げた、「緑の総量を減らさない」という目標と合わせ、今後、東京が取り組んでいく緑施策の大きな方向性となります。

2 これまでの緑施策

緑は、都市が自然環境との調和を保っていく上での重要な構成要素であり、これはほかのもので代替することはできません。このような緑の持つ可能性をあらゆる角度から生かせるようにすることが、東京を持続可能な都市としていく鍵と考えられます。

東京の都市づくりを緑の観点から振り返ってみると、市街化の進展による緑の減少に対して、東京都では昭和50年代から総合的な対策を講じるようになりました。体系的に緑地をとらえて全体目標像を示した「東京都緑のマスタープラン」^{※1}(昭和56(1981)年)、緑の対策範囲を民間にまで広げて施策を示した「緑の倍増計画」^{※2}(昭和59(1984)年)、多摩の丘陵地の開発指針を示した「みどりのフィン

※1 2000年の緑地の確保目標として、区部約10,700ha、多摩部約33,000ha 計約43,700ha(区域の30%相当)、一人当たり緑地面積は、区部12㎡、多摩部20㎡とした。

※2 緑の量、質、行動の倍増がコンセプト。一人当たり公園面積を3.1㎡から6.0㎡に、樹木を1億本から2億本に倍増することを目指した。

「グリーンプラン」^{※3}(平成3(1991)年)、そして「みどり率」^{※4}を政策指標に掲げた「緑の東京計画」^{※5}(平成12(2000)年)等がありました。

また、平成6(1994)年の都市緑地保全法^{※6}改正に伴い、各区市町村の緑のマスタープランとも言える「緑の基本計画」^{※7}が法律に位置付けられ、今日まで東京都の都市計画区域のほぼ全自治体が策定、運用しています。

さらに平成18(2006)年3月には、東京都・区市町が合同で「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、計画的に都市計画公園・緑地の整備に着手することとしました。平成23(2011)年に当初の計画を改定し、令和2(2020)年までの10年間の計画で事業を進めています。

また、東京における自然の保護と回復に関する条例の緑化計画制度や開発許可制度、更に都市開発諸制度等^{※8}による緑の保全・創出、環境軸^{※9}のように、まちづくりと連動して緑を生み出す仕組みも充実させてきました。

これらの取組などにより、公園・緑地は、区部で過去10年間に230ha、多摩部で450haと着実に増加するとともに、都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑なども増加しており、緑を創出することについては、一定の成果を上げてきています。

-
- ※3 多摩の丘陵地の緑について、自然と開発の調和の観点から地形的、自然的特性により類型区分し、その特性に基いて保全・活用が行われるよう、ガイドラインとして示したものです。
 - ※4 緑被率(ある地域における、緑で被われた土地の面積の、その地域全体の面積に占める割合)に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたもの。
 - ※5 平成13年度から平成27年度までの15年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしたものです。
 - ※6 昭和48年に制定。平成16年に「都市緑地法」に名称改正。都市緑地法は都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的。
 - ※7 都市緑地法に位置づけられ、区市町村が定めることができる。緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。
 - ※8 再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計(東京都許可)に都市再特別地区が加わった都市開発を誘導する制度群。
 - ※9 公園・緑地、道路や河川のみどりとこれら沿線のまちづくりで生まれるみどり等を組み合わせ、都市施設のみでは成しえない厚みと広がりをもったみどり空間の創造を目指すもの。

3 方針の策定経緯

これまで様々な緑の施策が講じられてきたにもかかわらず、東京全体の緑を俯瞰すれば、いまだに減少傾向が続いています。その大きな要因は、人と自然との関わりの中で、長い間育まれてきたと言われる樹林地や農地等の既存の緑の役割の変化にあります。例えば、樹林地は、いわゆる平地林^{※10}や屋敷林^{※11}、あるいは丘陵地・山地での薪炭林^{※12}や用材林^{※13}などの用途や機能に由来するように、生活や産業に不可欠な存在でした。

その後、産業構造の変化や市街化の進展により、こうした樹林地や農地の面積は著しく減少しましたが、残された緑という観点からすると、その希少性が今日では、逆に大きな意味を持つようになりました。

近年、地球規模の環境問題に対する関心が高まる中、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、郷土の景観を形づくる骨格としての役割、雨水の浸透機能など、緑の持つ多くの機能が見直され、再びなくてはならない存在になったと言えます。

既存の緑は都民全体のかげがえのない共有財産であり、未来に向けて確実に引き継いでいかねばなりません。我々の世代は、その責務があります。ややもすると見過ごされがちな、こうした既存の緑にもっと関心を持ち、まちづくりの一環として力を注ぐことが必要です。

また、既存の緑の保全だけでは、緑を一層重視した総合的なまちづくりとはなりません。東京の各地で起こる再開発等の様々なまちづくりについて、質・量ともに確保するための規制誘導策等を示していくことも併せて必要です。

こうした観点から、既存の緑については、まず、都全域について、実態を把握し、整理した上で、今後の緑の方向性を明らかにしていく必要があります。そして、これまで以上に保全を推進するためには、具体的、効果的な方策を検討し、時期を逃すことなく、対策を講じていくことで、緑の減少傾向を緩和していく必要があります。

また、緑を一層重視したまちづくりを実現するためには、目指すべき地域の緑

※10 都市近郊や平坦地域に残された森あるいは林。ここでは、ほぼ平地地にある雑木林を指す。

※11 農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された複層構造を持つ林。

※12 薪及び木炭の原材料の生産を目的とする森林。

※13 主に有用材を生産するための森林。

の姿に沿って、既存の緑とまちづくりで生まれる緑との連携を進めていく必要があります。

このような既存の緑の保全やまちづくりの方向性をとりまとめる試みを確実なものとするために、東京都と区市町村は、「緑確保の総合的な方針」を平成22(2010)年5月に策定しました。平成28(2016)年3月には、更なる緑の確保を進めるため確保地の追加を行い、都市の中で減少傾向にある緑の課題に対応しています。

4 これまでの主な成果

◆確保地・確保候補地について

「緑確保の総合的な方針」では、平成22(2010)年に確保地約305haを公表し、更に平成28(2016)年に約133haを追加して計画的に緑の保全に取り組んできました。その結果、これまでに、都と区市町村は確保地約439haのうち約315haを確保しました※14。

また、計画期間にとらわれずに保全に取り組むとした確保候補地約1,055haについても、これまでに約104haを確保しました。

◆都市計画公園・緑地

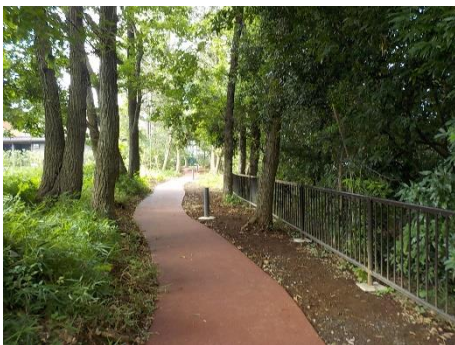
都市計画公園・緑地として、市街地にある崖線の貴重な緑や農地を確保したことで、これらを永続的な緑の空間として多くの都民が活用できるようになりました。



世田谷区 喜多見農業公園



大田区 佐伯山緑地



国分寺市 恋ヶ窪用水路周辺緑地

※14 方針策定時に設定した確保水準を達成したものを「確保した」と表現する。確保水準については、P81 【資料】「確保地の水準の基本的な考え方」を参照

◆特別緑地保全地区

地域に大切にされている樹林を、13区市30か所で特別緑地保全地区として保全し次世代に引き継がれることになりました。



足立区 西新井栄町



西東京市 下保谷四丁目
(高橋家屋敷林)

◆農の風景育成地区

都市に潤いを与えとともに、災害時の避難場所にもなる農地を含む地域の景観を、地域の方々の協力を得て、4か所で「農の風景育成地区」に指定することにより保全しました。



杉並区 荻窪一丁目・成田西二・三丁目地区
(屋敷林とミカン畑の風景)



練馬区 南大泉三・四丁目地区
(地区内の体験農園)

◆東京の緑を守ろうプロジェクト

本方針の主旨に賛同した一般財団法人セブン-イレブン記念財団との連携・協力により、「東京の緑を守ろうプロジェクト」として都内に残る緑を保全する市民活動の支援を行いました。屋敷林や雑木林など東京の緑の保全活動を行う市民団体に対し、平成22(2011)年度から平成30(2018)年度までに、合計235件、総額約4,135万円の活動助成を行いました。また、このプロジェクトでは、本方針を後押しする民間組織として「東京の緑を守る将来会議」を創設し、緑の保全に関するシンポジウムやセミナー等の普及啓発活動などを行いました。東京の緑を守る将来会議は、平成30年度にNPO法人Green Connection TOKYOとして法人格を取得し、中間支援組織として更に活動を充実させていくこととしました。



緑の保全に関するシンポジウム



雑木林の保全活動

◆界わい緑化推進プログラム

公益財団法人東京都公園協会と連携し、区市町村の計画案に対し人材の提供や活動に対する助成を行う「界わい緑化推進プログラム」を実施し、緑に囲まれた街づくりをしたい地域の要望を実現してきました。

<緑化事例>



H26年度 港区



H30年度 八王子市

5 方針の改定について

平成31(2019)年2月、都市計画審議会から、「東京における土地利用に関する基本方針について」の答申(以下「答申」という。)がありました。

答申では、都市づくりのランドデザインを踏まえた土地利用のあり方として、「将来の人口減少を見据えた安全で魅力や活力の高い都市の創出を図る土地利用へ転換すべき」と提言しており、緑については、丘陵地、河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一体となった厚みとつながりのあるみどり^{※15}の充実及び都内全域でのみどりの量的な底上げと質の向上を推進することが必要としています。

また、特に、農地は、付加価値の高い農業生産の場として活用されることに加え、環境や防災の機能を持った貴重な緑の空間であり、将来にわたり保全・活用していくことが極めて重要であるとしています。

緑確保の総合的な方針は、策定の経緯や意図を引継ぎつつ、これらの上位計画等で示された方針や答申を踏まえ、新たな10年間の計画期間を設定し、改定を行います。

※15 答申では、樹林や公園緑地、農地、崖線、河川、敷地内緑化などを「みどり」と表現している

第2章 東京の緑の現状と課題

1 みどり率の推移

平成30年に行われたみどり率の調査結果では、都全域で平成25(2013)年の53.0%から平成30(2018)年の52.5%へ、0.5ポイント減少しています。用途別の推移では、公園・緑地が3.8%から3.9%と0.1ポイント増加しているのに対し、樹林・原野・草地が42.9%から42.6%と0.3ポイントの減少、農用地が3.7%から3.4%と0.3ポイント減少しています。

2 樹林地の現状

東京の緑のうち樹林地は、統計年鑑(平成20年から平成30年)のデータによると、約300ha減少し、今も減少を続けています。

東京に残された緑を概観すると、樹林地は山地、丘陵地、崖線、平地に存する形態のものと、寺社林や屋敷林といった人の生活との関わりの中で、古くからほぼ都内全域にわたり点在するものに分類されます。

それぞれの樹林地の状況と特性・概要は、以下のとおりです。

(1) 山地

丘陵地の西側に続く、いわゆる関東山地で、約6割が人工林です。林業経営を取り巻く厳しい環境から、伐採及び造林が停滞し、高齢林の増加により、スギ花粉飛散量の増大や二酸化炭素吸収能力の低下などが問題となっています。

山地は都市計画区域外が大半であり、都市計画区域内であっても市街化調整区域では、採石場、変電所なども見られます。

また、現在、緑地であっても、将来の宅地開発等のために、経済成長期に買収された企業用地もあります。

山地の緑に関する制度は、保安林(森林法)、国立・国定公園(自然公園法)など、地域制緑地の制度^{※16}が主体となっています。

※16 保安林(森林法)、国立・国定公園(自然公園法)、風致地区(都市計画法)、特別緑地保全地区(都市緑地法)、生産緑地地区(生産緑地法)など法や条例に基づき、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境などの保全を図るもので、本方針の山地においては、森林法並びに自然公園法上の制度が指定されている。

(2) 丘陵地

山地の東に続く丘陵地の大半は、人為的な営みによって維持されてきた二次林^{※17}で構成されています。丘陵地は多くの谷戸、湧水、河川などを擁し、生物多様性を維持する空間としても重要とされ、「里地里山」として親しまれています。丘陵地は市街化の進行により、約6割の緑被となっています。

丘陵地は、「みどりのフィンガープラン」によると、大きく八つに区分されます。これらは、古くから東京の重要な緑と認識され、都立自然公園^{※18}、首都圏近郊緑地保全区域^{※19}、風致地区^{※20}、丘陵地景観基本軸^{※21}、保安林^{※22}、保全地域^{※23}、などの制度が重複して指定されています。さらに、昭和50年代以降、特に重要な緑が公園事業で買収され、野山北・六道山公園、長沼公園、桜ヶ丘公園などの都立の丘陵地公園となっています。

(3) 崖線

崖線の緑は、多摩川などの河川や東京湾の海による侵食作用でできた崖地に生育して残った緑であり、緑が遠くからでも連続して見え、多くの湧水や動植物、寺社林などの資源を有し、東京の緑の骨格のひとつとなっています。都内では大小約40か所、延長約230kmに及んでおり、その約4割が緑で被われています。現在では、市街地に残された貴重な緑となっていますが、一部において開発も見受けられます。

崖線は、行政区域をまたいで連続していますが、緑地保全の取組は自治体によって違いがあります。保全に当たっては、都市計画法に基づく都市計画緑地等としての土地の買収、都市緑地法による規制、条例等による届出や許可、

※17 その土地本来の自然の植生が災害や人為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林。

※18 自然公園は、優れた自然風景を保護することが必要であり、保護計画に定められた区分(特別保護地区、特別地区、普通地区等)によってそれに応じた行為の制限、手続が行われる。

※19 首都圏近郊緑地保全法に基づいて、相当規模を有する自然豊かな良好な緑地を、国が指定するもの

※20 都市計画法に基づく地域地区で、自然の趣を維持するために、建築等の規制を行う制度

※21 東京都都市景観マスタープランにおける景観基本軸の中で、東京都景観条例に基づく区域を指定し、一定の規模の建築等の届出制による景観誘導を図るものの一つ

※22 森林法に基づき、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、保健休養、風致の保全等を目的に、立木の伐採や転用に制限がある森林

※23 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく保全制度。良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを指定し、都民の大切な財産として残していこうというもの

要綱による指導、などの手法を使った取組が進められています。

(4) 平地林

かつての平地林は、多くが市街化により消失し、今日では公共施設や研究所等の大規模施設内及び市街化調整区域内にわずかに残存するだけです。1ha以上の平地林は、30か所程度となり、武蔵野の身近な緑を享受することのできる、極めて希少な存在となっています。

その中には、保全地域や市町の条例に基づく保存樹林に指定されているものがあります。

(5) 寺社林

寺社林は、屋敷林と似て、地域の特色や歴史を感じられる身近な緑となっています。1,000㎡以上の寺社林は、都内に広く分布しており、その数は約500か所になります。個人所有の樹林と比べ、その性格から比較的開発がされにくい緑です。

寺社林は、区市町村の条例に基づく保存樹林に指定されているもののほか、上野寛永寺、明治神宮、大宮八幡宮など、特別緑地保全地区に指定されているところもあります。

(6) 屋敷林

屋敷林は、樹林としての規模は小さいものの、武蔵野らしさ、地域らしさを感じることでできる身近な緑として貴重になってきています。1,000㎡以上の屋敷林は、都心、東部低地地帯を除き、市街化区域に万遍なく分布しています。特に、青梅街道、五日市街道沿いなどの街道沿いには、江戸時代の新田開発に伴って育まれた屋敷林が多く見られます。

都内には、800か所を超える屋敷林が確認され、その累計面積は200ha以上にも及びます。屋敷林は、各区市町村の保存樹木や保存樹林、都市緑地法に基づく市民緑地や特別緑地保全地区等の指定が進む一方、相続等の要因により消失するものも見られます。

3 樹林地の課題

東京の樹林地は、保全を進めるに当たって、主に以下の課題があると考えられます。

- 現在ある緑の保全制度が十分に普及・活用されていないこと。【全般】
- かつて林業の営みによって維持されていた森林が、経営状況の悪化や担い手不足等により荒廃し、また、かつての里山は手入れが行われなくなっていること。【特に、山地および丘陵地】
- 緑の保全に関する制度が多種類あり、その運用主体も都や区市町村など様々であり、相互に補完、連携が十分に図れていないこと。【特に、丘陵地や崖線の緑】
- 市街地に残された小規模な樹林地に対する保全制度が十分でなく、相続等により失われていること。【特に、屋敷林】
- 相続など不測の事態に対応できる、樹林地を買い取るための財政的な仕組みが十分でないこと。
【特に、屋敷林、丘陵地、崖線の緑】
- 樹林の維持は、所有者にとって、固定資産税、都市計画税、相続税の負担が大きいこと。
- 樹林地所有者の樹木剪定や落ち葉掃きなど日常の維持管理がコスト・労力共に負担になっていること。
- 屋敷林などは、近隣への落ち葉や日照の問題への対応、樹林地内へのゴミの不法投棄などに困っていること、また、台風被害による隣家への倒木の恐れも問題となっていること。

4 農地の現状

東京の緑のうち、農地は統計年鑑(平成20年から平成30年)のデータによると、約1,000ha減少し、今もなお減少を続けています。

現在では、東京の農地は、市街化区域内で生産緑地^{※24}約3,100ha、宅地化農地^{※24}約730ha、市街化調整区域内には、約1,740ha、合計約5,570haとなっています。約7割が市街化区域内農地であり、そのうちの約8割が生産緑地です。

その分布を見ると、農地の多くは散在していますが、区部周辺部では、屋敷林が農地と一団地化し、また、多摩中央部では短冊状のまとまりが見られ、武蔵野の特徴ある景観を残しています。

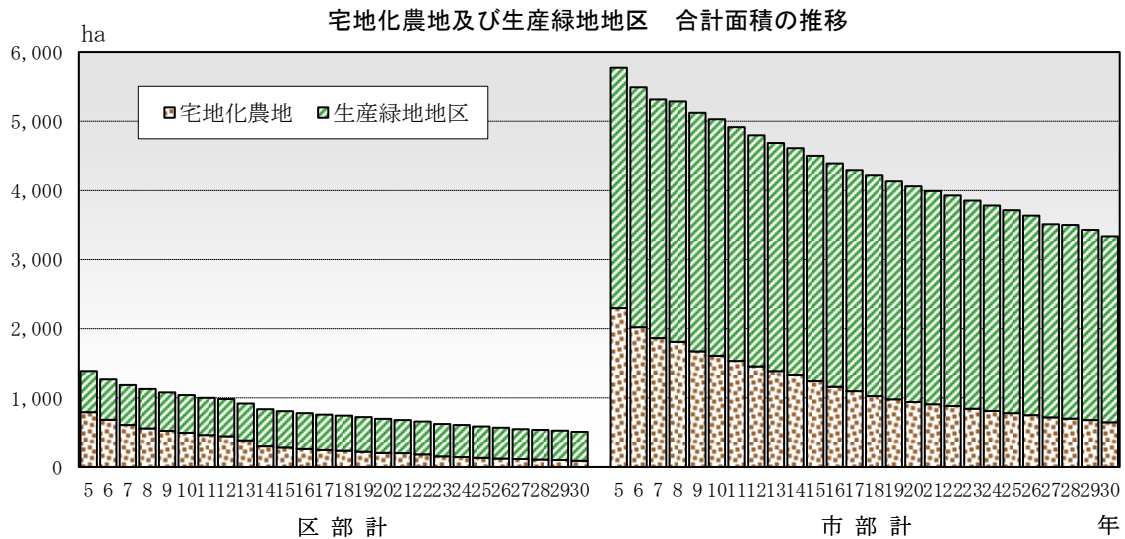
農地の減少の背景には、相続の発生に伴う農地の処分が大きく影響しています。相続が発生し、後継者がいない場合、農地を維持する仕組みは、十分に整っているとは言えません。後継者がいても相続税のために農地を手放さざるを得ない場合もあります。

■ 都内農地面積内訳(島しょを除く。)

| 地域区分 | 農地区分 | 面積(ha) | |
|---------|-----------------|--------|---------------------------------|
| 市街化区域 | 生産緑地地区 | 3,100 | ※都市整備局:東京の土地2018より |
| | 宅地化農地 | 733 | ※都市整備局:東京の土地2018より |
| | 計 | 3,833 | |
| 市街化調整区域 | 農業振興地域 農用地区域 | 788 | ※関東農政局:農業振興地域整備計画総覧 H29.12.31現在 |
| | 上記以外 | 952 | |
| | 計 | 1,740 | ※農林水産省:耕地面積調査 平成30年より |
| 都市計画区域外 | | 118 | ※農林水産省:耕地面積調査 平成30年より |

※24 平成3年の農地関連税制の改正により、市街化区域内農地は「保全すべき農地(生産緑地)」と「宅地化する農地(宅地化農地)」に明確に区分することとなり、生産緑地内の農地は農地課税、宅地化農地には計画的な宅地化を図るものとして固定資産税・都市計画税の宅地並み課税が適用されることとなった。

■ 市街化区域内農地面積の推移



(1) 生産緑地の2022年問題

これまで、市街化区域内における農地の保全に、非常に大きな役割を果たしてきたのが生産緑地地区制度です。1980年代後半の大都市を中心とした急激な地価高騰から住宅・宅地供給が重要課題となり、市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」とされましたが、平成3(1991)年の生産緑地法の改正により、保全すべき農地については生産緑地地区として都市計画に位置付け、固定資産税や相続税の優遇措置とともに30年間の転用制限を行うこととなり、平成4(1992)年には約3,200haの生産緑地地区が指定されました。

現在^{※25}、都内において、平成4(1992)年に都市計画決定された生産緑地地区は約2,000haとなっており、この面積は、都内の生産緑地の約8割に相当し、宅地化農地も含めた市街化区域内農地の約7割に相当します。

しかし、令和4(2022)年以降、都市計画決定から30年が経過した生産緑地はいつでも買取り申出が可能となり、税の優遇も段階的になくなることから、保全上非常に不安定な状況に置かれることとなります。このことにより、2022年以降、生産緑地の急激な減少の可能性が懸念されています。

※25 平成30年12月31日時点

(2) 都市農地の位置付けの転換

一方で、近年では、東京の農業を取り巻く社会情勢や都市環境は大きく変化してきています。食の安全への意識の高まりとともに、身近な農地で生産された新鮮で安全な農産物の供給が高く評価されています。また、ゆとりや潤いを求める価値観の広まり、東日本大震災を契機とした防災意識の向上等により、都市農地は良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割が見直されています。こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場の提供などの多様な機能への評価が高まっています。

このような背景の下、平成27(2015)年に制定された都市農業振興基本法において、都市農業や都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興がはかられることとされ、同法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置づけを転換することとされました。

更に、平成29(2017)年の都市緑地法の改正において、法における「緑地」の定義に農地が含まれることが明記されました。これにより、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地については、都市緑地法の制度において「緑地」として位置づけ、保全・活用を図ることが可能となりました。

(3) 都市農地に関する制度改正

都市農業振興基本法の制定以降、都市農地の保全、活用に関する様々な制度改正が行われています。

■ 生産緑地法の改正

平成29(2017)年には、生産緑地法の改正により、特定生産緑地制度が創設されました。これは、近く都市計画決定から30年が経過する生産緑地について、特定生産緑地に指定することにより、買取り申出が可能となる期日が10年間延長され、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに、固定資産税の優遇や相続税の納税猶予が継続される制度となっており、10年経過後も、繰り返し10年ごとに期日を延長することができます。

更に生産緑地法の改正では、区市町村の条例により、生産緑地地区の一団の面積要件を500㎡から300㎡に引き下げることが可能となったほか、営農継続の観点から、生産緑地地区内に、農業者の収益性の向上に資する、農産物等の加工施設、直売所、農家レストランなどの施設が設置可能となりました。

■ 生産緑地の貸借の円滑化

生産緑地については、これまで制度上、農地を貸した場合の所有者のデメリットが大きく、貸借による農地の有効活用などの取組が進まないことも課題となっていました。この課題への対応として、平成30(2018)年には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定され、貸借期間終了後に農地が所有者に返還される、相続税納税猶予を受けたままで農地を貸することができるなど、所有者にとって安心して生産緑地の貸借が行える仕組みが創設されました。

■ 田園住居地域の創設

都市計画の観点から農地の保全、活用を図る仕組みとして、平成29(2017)年の都市計画法、建築基準法の改正により、用途地域のひとつとして田園住居地域が創設されました。田園住居地域は、農地の開発規制と農業用施設等への建築制限の緩和などを通じて、宅地と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成する地域の実現を図るものです。

5 農地の課題

東京の農地を、食料生産の場としてだけではなく、都市ならではの環境保全・レクリエーション・環境教育などの機能も併せて考えた場合、保全に向けて、以下のような課題があると考えられます。

- 市街化区域内に恒久的に農地を残す制度が少ないほか、「生産緑地」でなくなっても、農的あるいは緑地的な利用が継続できる仕組みが不十分であること。
- 区市町村による生産緑地の買取り制度はあっても、公共施設の計画的整備との整合や財源の手当てなど、現実的には対応が難しいこと。
- 農業経営に必要な施設用地や屋敷林などが相続税納税猶予制度の対象外であるため、農家に相続が発生すると高額な相続税が課せられ、農地を処分せざるを得ない状況になること。
- 農地として継続して保全するためには、耕作をし続ける必要があるが、農業従事者の高齢化に加え、後継者がいないなど、担い手が不足していること。

6 まちづくりにおける緑の現状

東京のまちづくりは、道路や公園などの基盤整備、土地区画整理事業、再開発事業から、土地利用制限や建築・開発規制まで、地域の特性に応じて、様々な手法によって行われています。

このようなまちづくりの中で、公園や道路のような基盤整備を除くと、緑を確保する手法としては、大規模な開発で行われる規制・誘導によるものや土地区画整理事業などの面整備により創出されるもの、個別の建築物の建築に合わせて一定の緑化を義務付けるものに大きく分けられます。

都市開発諸制度等^{※26}による開発では、空地の確保や緑化が義務付けされているほか、「公開空地等のみどりづくり指針」^{※27}の運用により、緑のネットワークの形成や快適性、安全性、景観、生物多様性の保全などに配慮した質の高い緑が、都心を中心に多く生み出されています。

地区の将来像を定めて必要な地区施設を配置したり、適切な土地利用コントロールのルールを定める地区計画等^{※28}の制度は、東京都の市街化区域の19%にまで広がり、その中で地区計画等緑化率条例制度^{※29}を定めている事例もあります。

個別の建築時の緑化では、東京における自然の保護と回復に関する条例や区市町村の緑化に関する条例により、一定の緑化を義務付けるなど緑化指導が普及しています。

一方、周辺区部や多摩中心部において、昭和30年から40年代までに建設された敷地規模の大きい住宅団地が建替えの時期を迎えています。こうした施設内では、緑が成長しているため、建替えの際には、その取扱いが課題となる一方、新たな緑化をする場合は、緑の創出に大きな役割を果たすようになっています。

また、緑が極めて少なく、まちづくりにおいても緑化施策を展開し難い地区では、

※26 再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計(東京都許可)に都市再生特区が加わった都市開発を誘導する制度群

※27 大規模建築物等の建築などを行うおとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めた指針。これに基づき事業者が東京都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目指すもの。

※28 地区計画は、都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度で、地区計画及びそのほかの地区計画(沿道地区計画、防災街区整備地区計画、集落地区計画)をいう。

※29 都市緑地法に基づき、緑化推進の観点から、地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、建築物の緑化率の最低限度を、条例で建築物の新築等に関する制限として定めることができる。

新たな対策も求められています。

7 まちづくりにおける緑の課題

まちづくりにおける緑の現状を踏まえると、主に以下のような課題が挙げられます。

- まちづくり事業において、緑を創出するそれぞれの取組は充実しつつあるものの、それらを公共的な緑として評価した上での施策が少ないこと。
- 各自治体における緑化条例等は普及してきたものの、自治体により、緑に関する取組は、温度差が見られること。
- 地区計画の策定件数は増えているものの、計画で扱われている緑の施策は必ずしも十分ではなく、地区計画等緑化率条例制度、緑化地域制度など新たな制度も普及していないこと。
- 大規模な団地等の建替えでは、敷地内に創出・保全される緑と周辺のまちづくりとの関わりを調整する仕組みが育っていないこと。
- 緑の資源が乏しく、まちづくり事業の適用もない地域では、緑への関心も薄く、緑を確保するための施策も少ないこと。
- 緑を創出する取組はあっても、適切な維持管理まで担保できていないこと。

第3章 「緑確保の総合的な方針」

1 方針の枠組み

(1) 方針の概要

① 目的

「緑確保の総合的な方針」は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、都と区市町村とが合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取組の方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とします。

② 位置付け

「戦略ビジョン」に示した、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」の実現に向け、区市町村と合同で戦略的に緑を保全していきます。

「都市計画公園・緑地の整備方針」(都・特別区・市町合同策定、施設整備の観点から取りまとめ)と車の両輪となって、主に既存の緑をまちづくりの観点から保全していくことを取りまとめる行政計画です。

③ 計画期間

令和11(2029)年度まで

ただし、取組結果や新たな施策展開の進捗を方針に反映させていくため、5年程度経過した時点で、確保することが望ましい緑のリスト等の修正を行う予定です。

④ 対象とする区域及び緑

現在、緑が失われつつある地域を中心とした、島しょ部を除く、東京都全域を対象区域とします。

対象となる緑は、主に人間の生活との関わりの中で育まれてきた樹林地や、農地、草地、敷地内の緑(建築物上緑化を含む)等とします。

(2) 方針策定の視点

① 自治体の枠を超えて共同で取り組む

今日では、緑は都と区市町村の共通の課題となっており、問題を共有化し、相互の持つ知恵や工夫を交換して取組の質を高めていくことが求められます。

東京の緑の確保という共通目標に対し、都と区市町村とが共同して取り組みます。

② 都・区市町村が検討する共通の図を持つ

地理情報システム(GIS)を活用し、緑の量だけでなく、地形の成り立ちとの関係や歴史・文化との関わりなど、緑の質に着目して分類し、都・区市町村が検討する共通の図を作成し、具体的にどのような取組をしようとしているのか、地域像を把握できるようにします。

③ 確保することが望ましい緑を明示する

民有地の緑を保全するためには、その地域において緑が、現在、どの程度重要であるかの判断と確保の可能性を検討することが必要です。

これらは、社会経済や財政、法制度の状況によって変化することが考えられますが、本方針では、保全の担保性の異なる様々な保全手法の検討や、計画期間にとらわれずに保全を目指す確保候補地の抽出など、緑の確保を幅広く捉え、今後確保することが望ましい緑を明らかにします。

④ 特徴的な施策を提示する

都市において緑の豊かさを実感できるようにするためには、既存の緑を確保するとともに、まちづくりのあらゆる場面において緑に配慮する必要があります。

本方針では、緑の保全や創出に寄与する東京ならではの特徴的、積極的な施策を提示していきます。施策の推進に当たっては、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して取り組みます。

(3) 系統分類による緑の把握

答申では、広域的な観点からみた東京の都市構造を、都市機能が集積する拠点及びそれを支える道路・交通ネットワークから成る拠点ネットワークと、自然地形などに由来するまとまりのある骨格としてのみどりから構成されているとしています。

東京の緑の骨格として、面的な緑の広がりと緑の軸があります。

面的な緑の広がりとしては、関東山地、丘陵地などの自然地形やまとまりのある農地、大規模な都市公園、明治神宮などの大規模な緑地などが主な構成要素となっています。

緑の軸としては、崖線、河川、旧街道沿いに連なる農地などがあります。

骨格以外に地の緑として、都内全域に、身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内の緑が様々な規模で点在しています。

① 系統分類の意義

これまで、東京の緑の状況は、航空写真などを活用した「緑被率」、「みどり率」などにより把握されてきました。この方法は、全体の量の変化を理解するには適していますが、どのように立地している緑なのかを把握することはできません。

また、東京の緑は、山地・丘陵地から平地、河川沿いと様々な形で分布し、行政界を超えてつながっている場合も多くあります。

このような緑の特性を理解しやすくするために、本方針では、丘陵地、崖線、屋敷林、農地等のように日頃認識される緑を「系統」という考え方で分類しています。

② 系統分類とは

系統は、長年にわたって地域に育まれてきた、次のような「水と緑の資源（水面や樹林地を含む区域）」を指しています。

- ① 水と緑のネットワーク形成に資するもの
(丘陵地、崖線、湧水、河川、上水など)
- ② ①と連続し、かつて存在したもの
(開発されてしまった崖線、埋め立てられた水路など)
- ③ ①②以外で歴史的に地域に尊重されているもの
(歴史的な街道の並木、屋敷林、寺社林など)

系統に分類することで、新しく植栽された緑とは別に、地形なりの緑や歴史文化に根ざした緑を、保全の対象として認識することができます。

また、系統ごとの課題や保全のための方法について、整理し理解することが容易になります。

③ 系統の説明

■山地

緑の系統図 参照

■丘陵地

緑の系統図 参照

■崖線

緑の系統図 参照

地形に即した区域

■平地林

山地、丘陵地など地形による系統以外で面積1ha以上の自然林・二次林

■河川

緑の系統図 参照

都市計画河川、及び都市計画河川以外の河川は水面の両岸からおおむね4mの範囲

■上水・用水・水路等

「東京の土地利用 平成28年東京都区部・平成29年多摩・島しょ地域(東京都都市整備局)」における水面

■湧水

「東京の湧水 湧水マップ 平成31年3月(東京都環境局)」における湧水

■ 寺社林

宗教法人として登録された寺や神社の敷地のうち、1,000㎡以上の一団の樹林地

■ 屋敷林

屋敷を取り囲むように形成された1,000㎡以上の樹林地及び
1,000㎡未満であっても、由来や樹種などから「歴史的に地域に尊重されている」と認められるもの

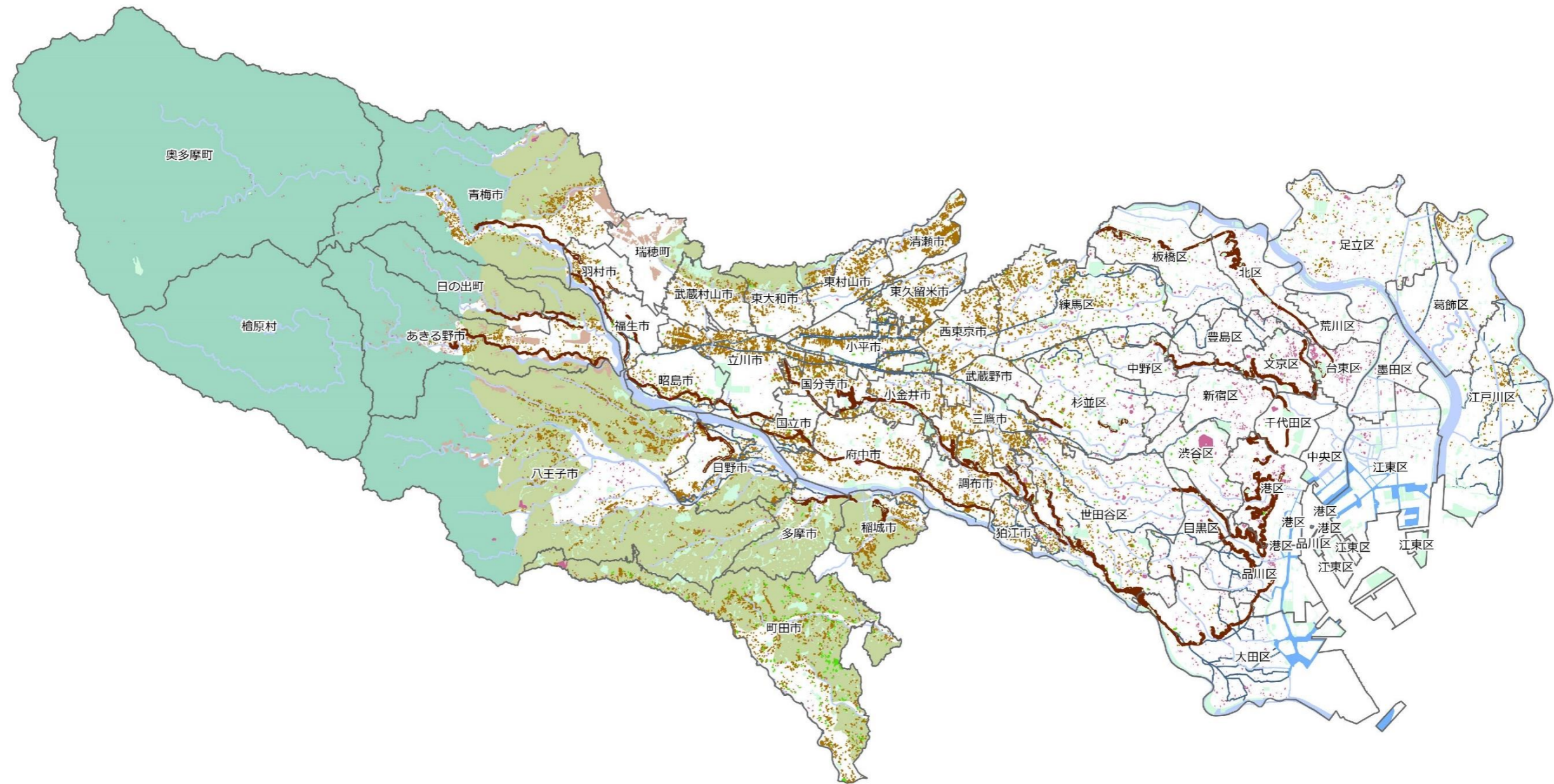
■ 農地

市街化調整区域内農地、市街化区域内農地のうち生産緑地及び一団のまとまりのある農地群

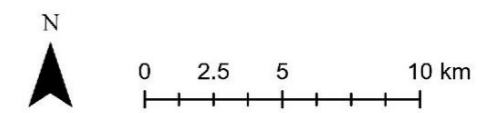
■ その他の緑・オープンスペース

ゴルフ場や植栽地など地形・地勢に由来しないその他の一団の緑のまとまりおよびオープンスペース

緑の系統図



- 凡例
- | | | | | |
|----------|---------|-------|-----|----|
| —— 区市町村界 | 運河等 | 農用地区域 | 屋敷林 | 山地 |
| 崖線 | 用水・上水など | 寺社林 | 公園等 | |
| 河川 | 生産緑地地区 | 平地林 | 丘陵地 | |



2 既存の緑を守る方針

(1) 既存の緑を保全するための基本的な考え方

平成22(2010)年5月策定の緑確保の総合的な方針で示した以下の考え方を継承し、都と区市町村が連携して取り組んでいきます。

① 緑の減少傾向を緩和する

東京の樹林地や農地などのオープンスペースは、相変わらず減少を続けています。この樹林地や農地に着目し、都と区市町村とが共同して、その減少傾向の緩和に努めるとともに、可能な限りオープンスペースとしての機能の継続を図っていきます。

② 骨格となる緑の系統を保全する

丘陵地や崖線の一部、あるいは屋敷林、寺社林の樹林地やまとまって残る農地は、長い歴史の過程の中で育まれてきた緑です。

こうした既存の緑は、普段から目にする身近な緑となっているだけでなく、地図上に落としてみると、まとまりや連続性を形成するなど、骨格として大きな意味を持っていることが分かります。

この方針では、既存の緑を「系統」として分類・整理し、系統自体を緑の骨格として保全することを目指します。

③ 確保すべき緑を明らかにする

系統に分類した緑の多くは、民有地であることから所有者の事情によって失われるおそれがあります。既存の緑を守るためには、どのように保全していくか、規制等の程度による確保の水準をあらかじめ設定しておく必要があります。

この設定に基づいて、今後確保することが望ましい緑を、都と区市町村とが系統と水準に即してリストアップし、明らかにすることとします。

その際、各区市町の策定した「緑の基本計画」に沿うことが重要ですが、策定から10年以上経過しているような場合は、趣旨を尊重しつつ、最新の各種実施計画や想定される社会経済状況等を勘案して判断するものとします。

④ 系統ごとに新たな施策を展開する(樹林地)

系統分類した緑は、それぞれ規模や置かれている状況が異なり、実態に即して保全への努力を行うことが必要です。このため、都と区市町村がそれぞれの役割を担いつつ、連携して系統の保全に取り組むとともに、一層の保全を推進していくために、系統に沿った新たな施策を展開していきます。

特に、保全すれば効果的な緑のうち、樹林地については、丘陵地、崖線の緑、屋敷林、寺社林、平地林の各系統を中心として、以下の基本的な考え方の下に施策を展開します。

丘陵地や崖線の緑は、その広がりにおいて、行政区域を超えているだけでなく、様々な保全制度や都市計画の区域が重複するなど分かりづらくなっていることから、これらを乗り越えて、総合的・一体的な視点の下に施策の展開を図ります。都県境をまたぐ丘陵等の緑についても、関係する自治体と連携して取組を進めていきます。

屋敷林や寺社林のように、散在しつつ、都内に広く残っている緑は、まちなかにおけるその重要性を啓発するとともに、継続して維持ができるよう、あらゆる角度から支援を検討していきます。

平地林や河川の系統に属する緑は、特別緑地保全地区等の指定や都市計画事業といった既存の都市計画手法などを活用して、計画的に保全を進めていくこととします。

⑤ 系統ごとに新たな施策を展開する(農地)

都市の農地は、都市計画の観点から見ると、特に市街化区域内の生産緑地が重要な位置を占めています。今日、都市農地の価値が見直され、都市に「あるべきもの」として位置づけられた中で、農地を確保していくためには、生産緑地を維持継続していくことが重要です。まず、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する農地については特定生産緑地の指定を促進し、2022年以降の継続性を確保する必要があります。また、生産緑地の指定面積要件の引下げや一団要件の緩和を活用し、小規模農地の生産緑地地区への追加も積極的に進めていきます。

これに加え、農地を保全するためには、営農の継続が欠かせません。農地が

都市と調和しながら都民生活に貢献できるよう、例えば収益性の高い農業経営の普及や、農産物の地域における流通の活性化、貸借の制度を活用した担い手不足への対策など、都市農業として継続できる環境整備を併せて進めていくことが重要です。

また、農地は、都市環境を維持するための環境保全機能、災害時の避難場所としての機能、農業体験等のレクリエーションの場や学習の場としての機能など多様な機能を有しています。農業の継続が困難となった場合に備え、これらの機能ができる限り継続して発揮されるよう、都市計画公園・緑地として「農的な空間」に位置付けるなどのほか、都と区市町村が連携して多様な施策の展開を促進するとともに、新たな農地の保全・活用のあり方を検討していきます。

⑥ 社会全体で緑を支える仕組みづくりを構築する

緑がもたらしている様々な恩恵は、等しく私たちに還元されています。屋敷林などの緑は、個人の財産ですが、環境形成等への機能に照らして、地域全体の公共的資産と捉えることも必要です。この意味で、緑の保全への取組は、関心のある者だけが行うのではなく、利益を享受する社会全体が支えていくべきものと言えます。

今後は、樹林地等の緑の管理を、行政、都民、NPO、企業等が協働することで、民有地のまま、できる限り維持してもらい仕組みを育て、保全に努めていきます。あわせて、樹林地を所有していることで発生する様々な負担や不測の事態により所有者が維持できなくなった場合に、できる限り行政が対応していく仕組みも検討します。

また、都市部における緑への関心の高まりを緑の保全や活用につないでいくような、自治体間や地域間の交流を活発化させていきます。

(2) 確保の「水準」の設定

① 確保地〈水準1〉から〈水準3〉と確保候補地

民有地にある緑は、所有者の事情により、開発され、失われるおそれがあります。一見、同じ緑であっても、所有の状態や規制の強さなどによって、将来にわたり、保全されるかどうかの担保性は異なっています。民有地の緑を保全する際には、この「保全の担保性」に着目する必要があります。例えば、生態的に希少性の高い緑であっても開発のおそれが少ないものもあれば、屋敷林のように、規模は小さくとも歴史的価値が高く、地域で親しまれているものの、相続対策の一環として開発されやすい緑もあります。

本方針では、既存の緑を守るための「担保性」を、その度合いに応じて、「水準1」から「水準3」と設定しました。また、担保を目指す、確保水準までに至らないものとして「確保候補地」という考え方を導入しています。

水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたもので、緑の価値を示したものではありません。

この設定に基づき、各自治体は原則として、丘陵地、崖線、屋敷林、農地などの系統ごとに、令和11(2029)年度までに確保が望ましい緑として、確保地〈水準1〉から〈水準3〉を抽出し、所在、水準、面積を示すとともに図面に表示します。

また、「確保候補地」も抽出することとします。

② 確保水準〈特定生産緑地〉の新設

生産緑地地区は、許可による行為制限、固定資産税や相続税の優遇などにより、これまで市街化区域の農地の保全に大きく貢献してきました。しかし、令和4(2022)年以降、都市計画決定から30年が経過した生産緑地はいつでも買取り申出が可能となり、税優遇も段階的になくなることから、保全上非常に不安定な状況に置かれることとなります。

生産緑地を農地として引き続き安定して保全するためには、買取り申出のできる期日を10年間延長し、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに税優遇が継続される特定生産緑地に指定することが重要です。また、特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から30年が経過する前に行う必要があ

ります。

本方針では、生産緑地を継続して保全する農地として確保地に位置づけ、特定生産緑地に指定することを、確保の水準として設定します。

ただし、特定生産緑地については、当該農地での営農の継続が必須であり、生産緑地の所有者等の意向を基に指定が行われること、すでに発揮されている保全の効力を延長させる制度であることなど、「水準1」から「水準3」までの分類に馴染まないものであるため、これらとは別の確保水準として設定します。

確保地の水準と確保候補地

確保地

令和11(2029)年度までに以下のいずれかの水準により確保するもの

水準1

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

水準2

計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

水準3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの

特定生産緑地

計画期間内に、特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地（生産緑地）

確保候補地

計画期間に捉われず、保全を目指して<水準1>から<水準3>のいずれかに上げていく考えのあるもの

※本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしています。保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

確保地の各水準に適用する制度例は、P81 【資料】「確保地水準の基本的な考え方」をご覧ください。

(3)「確保地」「確保候補地」の抽出

①「確保地」「確保候補地」の総括表

■確保地

単位:ha

| 確保主体 | 水準1 | | 水準2 | | 水準3 | | 水準1～3 計 | |
|------|-----|--------|-----|------|-----|------|---------|--------|
| | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 特別区 | 57 | 18.91 | 3 | 0.43 | 0 | 0 | 60 | 19.34 |
| 市町村 | 57 | 176.63 | 13 | 3.49 | 1 | 0.11 | 71 | 180.23 |
| 東京都 | 22 | 104.29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 104.29 |
| 合計 | 136 | 299.83 | 16 | 3.92 | 1 | 0.11 | 153 | 303.86 |

| 確保主体 | 特定生産緑地 | |
|------|--------|----------|
| | 箇所数 | 面積 |
| 特別区 | 2,025 | 397.68 |
| 市町村 | 8,912 | 2,496.72 |
| 合計 | 10,937 | 2,894.40 |

■確保候補地

単位:ha

| 確保主体 | 確保候補地 | |
|------|-------|--------|
| | 箇所数 | 面積 |
| 特別区 | 456 | 127.47 |
| 市町村 | 163 | 75.17 |
| 東京都 | 38 | 636.51 |
| 合計 | 657 | 839.15 |

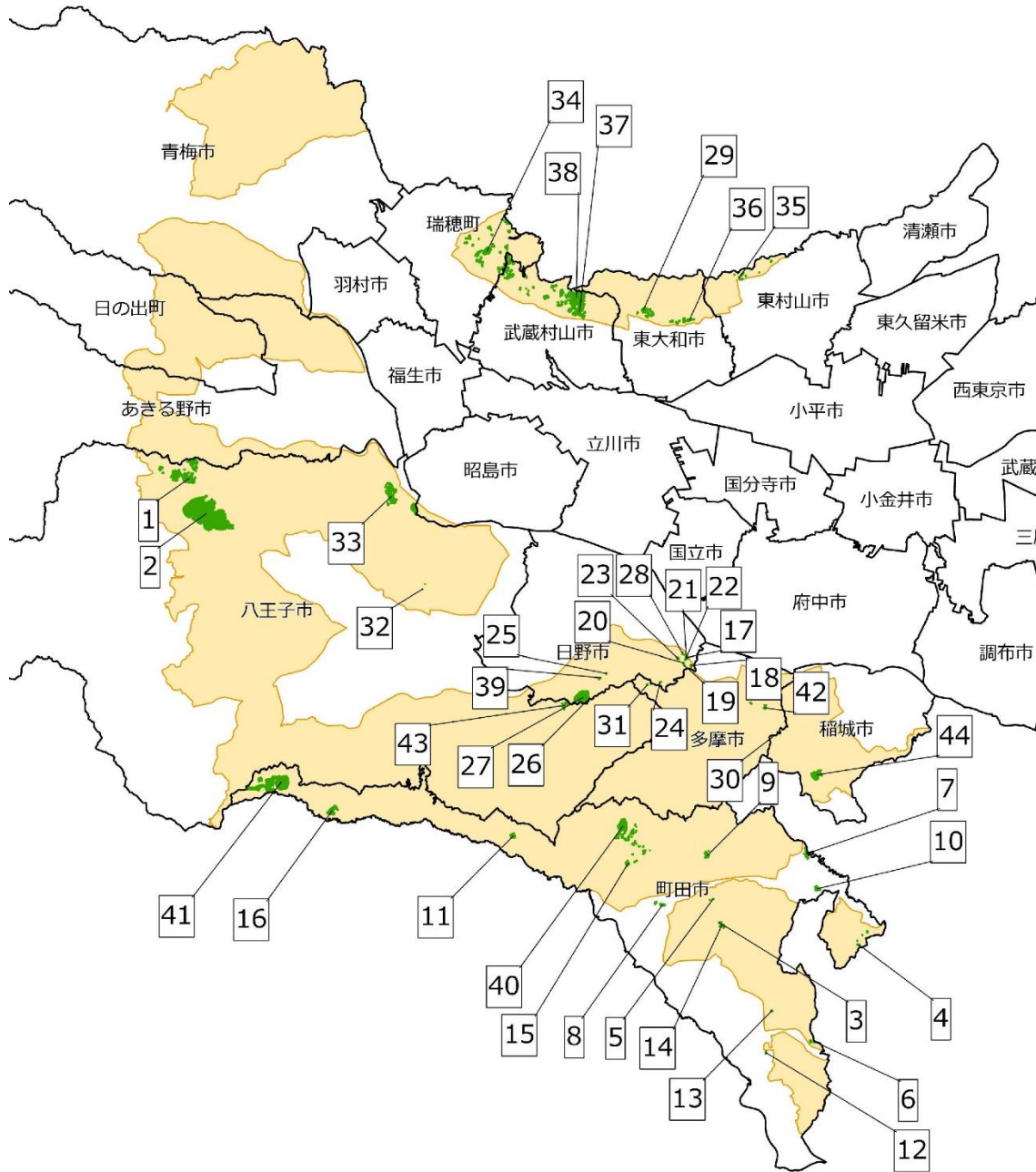
②「確保地」「確保候補地」の内訳表

■丘陵地

丘陵地のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

※ 丘陵地の名称については、平成元年策定「みどりのフィンガープラン」(東京都)の丘陵地の名称を基本としています。

| 番号 | 自治体名 | 所在地 | 面積(ha) | 摘要 | 水準 |
|----|------|---|--------|------|----|
| 1 | 八王子市 | 上川町 | 20.12 | 加住丘陵 | 1 |
| 2 | 八王子市 | 川口町及び上川町地内 | 96.77 | 加住丘陵 | 1 |
| 3 | 町田市 | 野津田町 | 0.82 | 多摩丘陵 | 1 |
| 4 | 町田市 | 三輪町 | 11.98 | 多摩丘陵 | 1 |
| 5 | 町田市 | 野津田町 | 1.89 | 多摩丘陵 | 1 |
| 6 | 町田市 | 成瀬 | 0.12 | 多摩丘陵 | 1 |
| 7 | 町田市 | 広袴町 | 1.64 | 多摩丘陵 | 1 |
| 8 | 町田市 | 忠生 | 0.88 | 多摩丘陵 | 1 |
| 9 | 町田市 | 野津田町 | 1.99 | 多摩丘陵 | 1 |
| 10 | 町田市 | 能ヶ谷 | 0.40 | 多摩丘陵 | 1 |
| 11 | 町田市 | 小山町 | 0.67 | 多摩丘陵 | 1 |
| 12 | 町田市 | 金森東 | 0.02 | 多摩丘陵 | 1 |
| 13 | 町田市 | 西成瀬 | 0.06 | 多摩丘陵 | 1 |
| 14 | 町田市 | 本町田 | 0.82 | 多摩丘陵 | 1 |
| 15 | 町田市 | 下小山田町 | 1.34 | 多摩丘陵 | 1 |
| 16 | 町田市 | 相原町 | 6.00 | 多摩丘陵 | 1 |
| 17 | 日野市 | 百草 | 0.02 | 多摩丘陵 | 2 |
| 18 | 日野市 | 百草 | 0.39 | 多摩丘陵 | 2 |
| 19 | 日野市 | 百草 | 0.09 | 多摩丘陵 | 1 |
| 20 | 日野市 | 百草 | 0.06 | 多摩丘陵 | 2 |
| 21 | 日野市 | 百草 | 1.20 | 多摩丘陵 | 2 |
| 22 | 日野市 | 百草 | 0.24 | 多摩丘陵 | 1 |
| 23 | 日野市 | 百草 | 0.86 | 多摩丘陵 | 2 |
| 24 | 日野市 | 百草 | 0.06 | 多摩丘陵 | 2 |
| 25 | 日野市 | 程久保三丁目 | 0.29 | 多摩丘陵 | 2 |
| 26 | 日野市 | 程久保五丁目 | 0.13 | 多摩丘陵 | 2 |
| 27 | 日野市 | 程久保五丁目 | 10.51 | 多摩丘陵 | 1 |
| 28 | 日野市 | 落川 | 0.08 | 多摩丘陵 | 2 |
| 29 | 東大和市 | 芋窪、蔵敷、奈良橋 | 2.98 | 狭山丘陵 | 1 |
| 30 | 多摩市 | 連光寺六丁目 | 0.36 | 多摩丘陵 | 1 |
| 31 | 多摩市 | 和田 | 0.38 | 多摩丘陵 | 1 |
| 32 | 東京都 | 八王子市暁町二丁目、大谷町 | 0.02 | 加住丘陵 | 1 |
| 33 | 東京都 | 八王子市高月町 | 13.66 | 加住丘陵 | 1 |
| 34 | 東京都 | 西多摩郡瑞穂町大字高根、箱根ヶ崎、石畑、殿ヶ谷、武蔵村山市岸二～五丁目、三ツ木四・五丁目、本町三・六丁目、武蔵村山市本町五・六丁目、三ツ木五丁目、瑞穂町大字石畑字夕日台、字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字高根字田ノ入、宇田尻 | 8.48 | 狭山丘陵 | 1 |
| 35 | 東京都 | 東村山市多摩湖町四丁目、諏訪町二・三丁目 | 0.72 | 狭山丘陵 | 1 |
| 36 | 東京都 | 東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目、高木一丁目 | 2.53 | 狭山丘陵 | 1 |
| 37 | 東京都 | 武蔵村山市中央三・四丁目、中藤一・二丁目 | 8.30 | 狭山丘陵 | 1 |
| 38 | 東京都 | 武蔵村山市本町四・五丁目、中央四・五丁目、中藤二丁目 | 15.58 | 狭山丘陵 | 1 |
| 39 | 東京都 | 日野市程久保ほか | 0.17 | 多摩丘陵 | 1 |
| 40 | 東京都 | 町田市下小山田町 | 8.92 | 多摩丘陵 | 1 |
| 41 | 東京都 | 町田市相原町字丑田、字大戸、字段木入、字細豊、字大北 | 25.53 | 多摩丘陵 | 1 |
| 42 | 東京都 | 多摩市連光寺三・五丁目 | 0.57 | 多摩丘陵 | 1 |
| 43 | 東京都 | 八王子市堀之内 | 1.90 | 多摩丘陵 | 1 |
| 44 | 東京都 | 稲城市坂浜 | 2.98 | 多摩丘陵 | 1 |
| 合計 | | | 252.53 | | |



■ 崖線

崖線の系統のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

※ 崖線の名称は、地域で呼ばれる名称と異なる場合があります。

| 番号 | 自治体名 | 所在地 | 面積 (ha) | 摘要 | 水準 |
|----|-------|----------|---------|-------|----|
| 1 | 世田谷区 | 成城四丁目 | 0.50 | 国分寺崖線 | 1 |
| 2 | 世田谷区 | 成城四丁目 | 0.03 | 国分寺崖線 | 1 |
| 3 | 世田谷区 | 成城四丁目 | 0.02 | 国分寺崖線 | 1 |
| 4 | 世田谷区 | 成城四丁目 | 0.08 | 国分寺崖線 | 1 |
| 5 | 世田谷区 | 成城三丁目 | 0.06 | 国分寺崖線 | 1 |
| 6 | 世田谷区 | 大蔵四丁目 | 0.09 | 国分寺崖線 | 1 |
| 7 | 世田谷区 | 岡本二丁目 | 0.21 | 国分寺崖線 | 1 |
| 8 | 世田谷区 | 岡本二丁目 | 0.05 | 国分寺崖線 | 1 |
| 9 | 世田谷区 | 岡本一丁目 | 0.03 | 国分寺崖線 | 1 |
| 10 | 世田谷区 | 中町一丁目 | 0.06 | 国分寺崖線 | 1 |
| 11 | 調布市 | 深大寺元町三丁目 | 0.08 | 国分寺崖線 | 1 |
| 12 | 調布市 | 仙川町三丁目 | 0.08 | 仙川崖線 | 1 |
| 13 | 日野市 | 日野本町三丁目 | 0.18 | | 2 |
| 14 | 日野市 | 日野 | 0.19 | | 1 |
| 15 | 日野市 | 神明四丁目 | 0.06 | | 2 |
| 16 | 日野市 | 東豊田一丁目 | 0.11 | | 2 |
| 17 | 日野市 | 川辺堀之内 | 0.05 | | 2 |
| 18 | 福生市 | 大字福生 | 0.18 | 立川崖線 | 1 |
| 19 | 東久留米市 | 南沢三丁目 | 0.33 | | 1 |
| 合計 | | | 2.39 | | |

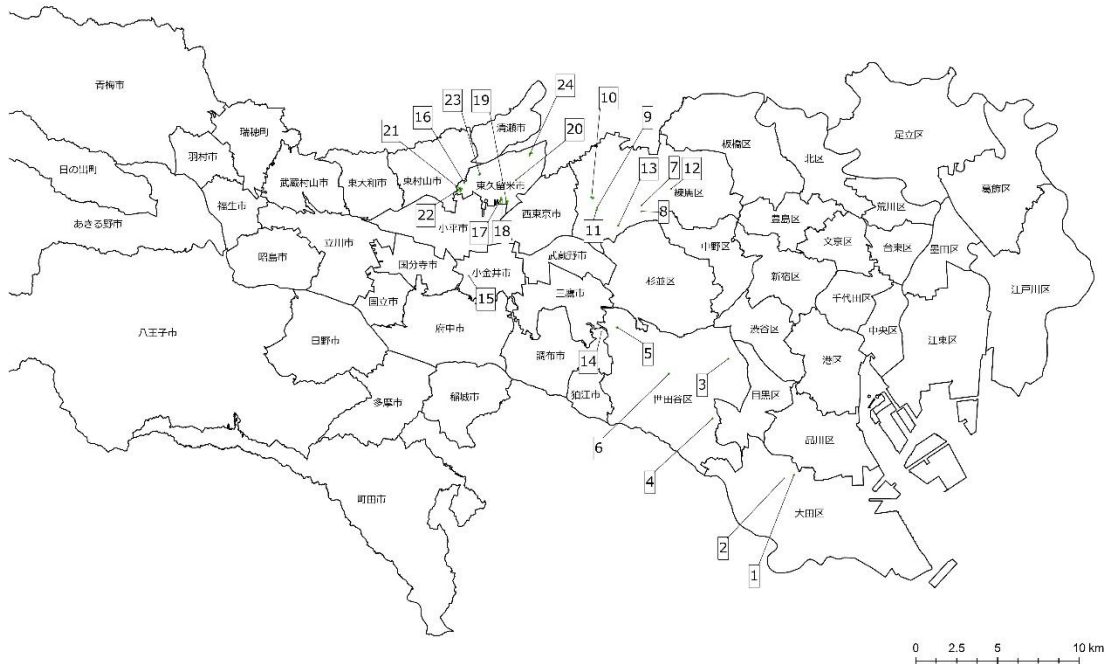


■平地林・寺社林・屋敷林

平地林・寺社林・屋敷林のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

※ 系統の一部の規模であっても、確保地としています。

| 番号 | 自治体名 | 所在地 | 面積 (ha) | 摘要 | 水準 |
|----|-------|---------|---------|-----|----|
| 1 | 大田区 | 南馬込二丁目 | 0.07 | 屋敷林 | 1 |
| 2 | 大田区 | 南馬込五丁目 | 0.09 | 寺社林 | 1 |
| 3 | 世田谷区 | 代沢三丁目 | 0.24 | 平地林 | 1 |
| 4 | 世田谷区 | 深沢二丁目 | 0.21 | 屋敷林 | 1 |
| 5 | 世田谷区 | 北鳥山九丁目 | 0.26 | 屋敷林 | 1 |
| 6 | 世田谷区 | 経堂五丁目 | 0.24 | 屋敷林 | 1 |
| 7 | 練馬区 | 南田中五丁目 | 0.18 | 平地林 | 1 |
| 8 | 練馬区 | 南田中四丁目 | 0.13 | 屋敷林 | 1 |
| 9 | 練馬区 | 石神井台八丁目 | 0.38 | 屋敷林 | 1 |
| 10 | 練馬区 | 東大泉七丁目 | 0.61 | 屋敷林 | 1 |
| 11 | 練馬区 | 石神井台八丁目 | 0.24 | 屋敷林 | 1 |
| 12 | 練馬区 | 高松二丁目 | 0.32 | 屋敷林 | 1 |
| 13 | 練馬区 | 上石神井二丁目 | 0.16 | 屋敷林 | 1 |
| 14 | 調布市 | 緑ヶ丘二丁目 | 0.07 | 平地林 | 1 |
| 15 | 小金井市 | 貫井南町三丁目 | 0.07 | 平地林 | 1 |
| 16 | 東久留米市 | 柳窪五丁目 | 0.19 | 平地林 | 1 |
| 17 | 東久留米市 | 前沢三丁目 | 0.46 | 平地林 | 1 |
| 18 | 東久留米市 | 前沢三丁目 | 0.10 | 平地林 | 1 |
| 19 | 東久留米市 | 南町三丁目 | 0.82 | 平地林 | 1 |
| 20 | 東久留米市 | 南沢三丁目 | 0.10 | 屋敷林 | 1 |
| 21 | 東久留米市 | 柳窪四丁目 | 1.82 | 屋敷林 | 1 |
| 22 | 東久留米市 | 柳窪四丁目 | 0.42 | 屋敷林 | 1 |
| 23 | 東久留米市 | 下里二丁目 | 0.30 | 屋敷林 | 1 |
| 24 | 東久留米市 | 金山町一丁目 | 0.56 | 屋敷林 | 1 |
| 合計 | | | 8.04 | | |



■河川・上水・用水・水路等

河川等の系統内にある緑地のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

| 番号 | 自治体名 | 所在地 | 面積(ha) | 摘要 | 水準 |
|----|------|-------|--------|-----|----|
| 1 | 世田谷区 | 野毛一丁目 | 0.03 | 矢沢川 | 1 |
| 合計 | | | 0.03 | | |



■農地

農地の系統のうち、公共的利用が計画され、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

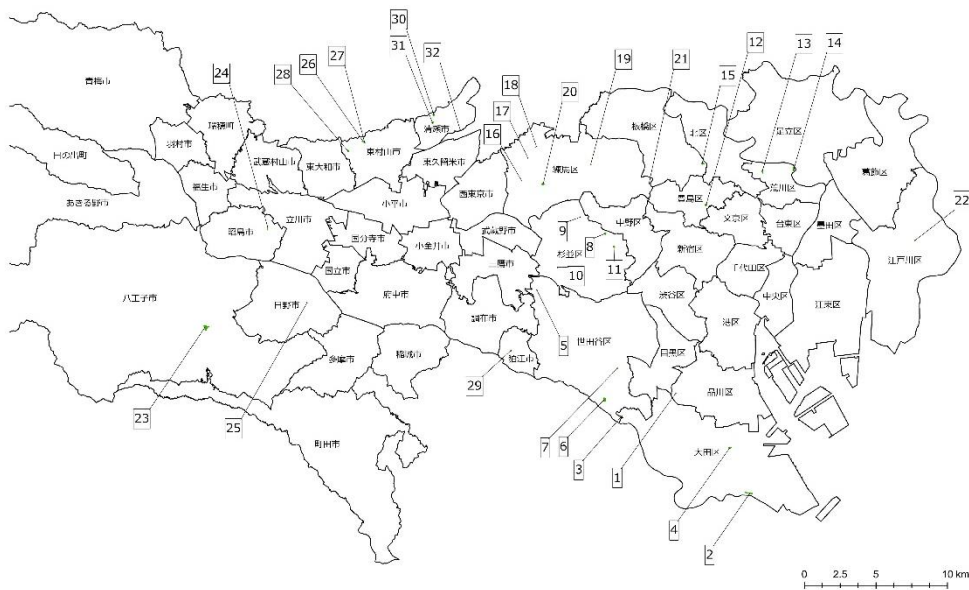
| 番号 | 自治体名 | 所在地 | 面積(ha) | 摘要 | 水準 |
|----|------|------------------------------------|--------|----|----|
| 1 | 世田谷区 | 喜多見四丁目 | 0.12 | | 1 |
| 2 | 世田谷区 | 喜多見五丁目 | 0.21 | | 1 |
| 3 | 世田谷区 | 瀬田五丁目 | 0.25 | | 1 |
| 4 | 世田谷区 | 南烏山二丁目 | 0.22 | | 1 |
| 5 | 練馬区 | 大泉町二丁目 | 0.24 | | 2 |
| 6 | 練馬区 | 大泉学園町八丁目 | 0.09 | | 2 |
| 7 | 練馬区 | 土支田二丁目 | 0.27 | | 1 |
| 8 | 練馬区 | 谷原一丁目 | 0.34 | | 1 |
| 9 | 練馬区 | 谷原六丁目 | 0.33 | | 1 |
| 10 | 練馬区 | 南大泉四丁目 | 0.31 | | 1 |
| 11 | 練馬区 | 上石神井二丁目 | 0.50 | | 1 |
| 12 | 練馬区 | 北町六丁目 | 0.21 | | 1 |
| 13 | 足立区 | 平野三丁目 | 0.14 | | 1 |
| 14 | 足立区 | 東六月町 | 0.15 | | 1 |
| 15 | 武蔵野市 | 吉祥寺東町三丁目 | 0.07 | | 1 |
| 16 | 調布市 | 深大寺南町二丁目 | 0.41 | | 1 |
| 17 | 調布市 | 深大寺南町一丁目 | 0.23 | | 1 |
| 18 | 小平市 | 小川町二丁目 | 1.63 | | 1 |
| 19 | 東村山市 | 野口町三丁目 | 0.25 | | 1 |
| 20 | 東村山市 | 野口町四丁目 | 0.35 | | 1 |
| 21 | 国分寺市 | 内藤一丁目 | 0.08 | | 1 |
| 22 | 国立市 | 泉五丁目 | 0.08 | | 1 |
| 23 | 狛江市 | 駒井町二丁目 | 0.44 | | 1 |
| 24 | 清瀬市 | 中里二丁目 | 0.25 | | 1 |
| 25 | 東京都 | 世田谷区成城九丁目 | 0.13 | | 1 |
| 26 | 東京都 | 杉並区堀之内二丁目 | 0.25 | | 1 |
| 27 | 東京都 | 練馬区石神井町五丁目 | 1.08 | | 1 |
| 28 | 東京都 | 江戸川区上篠崎四丁目 | 0.20 | | 1 |
| 29 | 東京都 | 調布市深大寺北町二丁目、深大寺元町五丁目、深大寺南町四丁目 | 2.78 | | 1 |
| 30 | 東京都 | 武蔵野市桜堤三丁目、小金井市関野町一・二丁目、西東京市向田井町六丁目 | 4.18 | | 1 |
| 31 | 東京都 | 東久留米市中央町三丁目 | 4.11 | | 1 |
| 32 | 東京都 | 西東京市柳沢一丁目 | 0.12 | | 1 |
| 33 | 東京都 | 稲城市坂浜 | 2.08 | | 1 |
| 合計 | | | 22.10 | | |



■ 系統に含まれない確保地

系統の考え方に含まれない緑地のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

| 番号 | 自治体名 | 所在地 | 面積 (ha) | 摘要 | 水準 |
|----|------|--------------------------------|---------|----|----|
| 1 | 品川区 | 旗の台六丁目 | 0.06 | | 1 |
| 2 | 大田区 | 羽田空港一丁目・二丁目 | 1.00 | | 1 |
| 3 | 大田区 | 田園調布五丁目 | 0.11 | | 1 |
| 4 | 大田区 | 大森東一丁目 | 1.00 | | 1 |
| 5 | 世田谷区 | 北烏山九丁目 | 0.06 | | 1 |
| 6 | 世田谷区 | 野毛一丁目 | 2.76 | | 1 |
| 7 | 世田谷区 | 深沢六丁目 | 0.08 | | 1 |
| 8 | 杉並区 | 高円寺北四丁目 | 0.64 | | 1 |
| 9 | 杉並区 | 下井草三丁目 | 0.11 | | 1 |
| 10 | 杉並区 | 久我山五丁目 | 0.15 | | 1 |
| 11 | 杉並区 | 高円寺南二丁目 | 0.37 | | 1 |
| 12 | 豊島区 | 東池袋四丁目 | 0.77 | | 1 |
| 13 | 荒川区 | 東尾久五丁目、東尾久八丁目、西尾久二丁目及び西尾久三丁目地内 | 1.30 | | 1 |
| 14 | 荒川区 | 町屋七丁目地内 | 1.20 | | 1 |
| 15 | 板橋区 | 加賀一丁目 | 0.73 | | 1 |
| 16 | 練馬区 | 東大泉七丁目 | 0.15 | | 1 |
| 17 | 練馬区 | 大泉学園町二丁目 | 0.14 | | 1 |
| 18 | 練馬区 | 大泉学園町四丁目 | 0.10 | | 1 |
| 19 | 練馬区 | 春日町六丁目 | 0.10 | | 2 |
| 20 | 練馬区 | 石神井台一丁目 | 0.64 | | 1 |
| 21 | 練馬区 | 小竹町一丁目 | 0.14 | | 1 |
| 22 | 江戸川区 | 大杉三丁目 | 0.06 | | 1 |
| 23 | 八王子市 | 子安町三丁目及び緑町地内 | 5.20 | | 1 |
| 24 | 昭島市 | もくせいの杜二丁目 | 0.11 | | 3 |
| 25 | 日野市 | 新井 | 0.05 | | 1 |
| 26 | 東村山市 | 野口町三丁目 | 0.22 | | 1 |
| 27 | 東村山市 | 野口町四丁目 | 0.20 | | 1 |
| 28 | 東村山市 | 多摩湖町二丁目 | 0.17 | | 1 |
| 29 | 狛江市 | 中和泉三丁目 | 0.10 | | 1 |
| 30 | 清瀬市 | 中里二丁目 | 0.38 | | 1 |
| 31 | 清瀬市 | 中里一丁目 | 0.42 | | 1 |
| 32 | 清瀬市 | 中清戸三丁目 | 0.25 | | 1 |
| 合計 | | | 18.77 | | |



■生産緑地

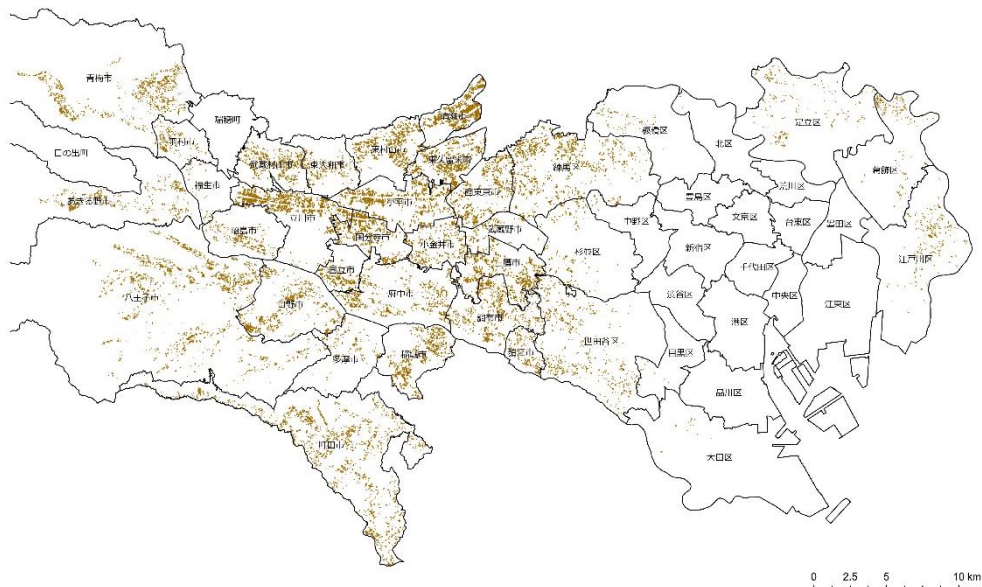
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定により確保を目指すものを抽出しています。

- ※ 特定生産緑地は、生産緑地の所有者等の意向を基に、区市町村が指定するものです。
- ※ 下表の箇所数・面積は、平成30年度末時点の生産緑地(平成4年以降に告示したもの)です。
- ※ 計画期間内に生産緑地の告示から30年を経過しない地区や、確保地<水準1~3>として抽出したのも含まれています。

| 自治体名 | 箇所数 | 面積(ha) |
|------|-------|--------|
| 目黒区 | 13 | 1.97 |
| 大田区 | 13 | 1.94 |
| 世田谷区 | 491 | 81.80 |
| 中野区 | 11 | 1.87 |
| 杉並区 | 122 | 28.98 |
| 北区 | 3 | 0.30 |
| 板橋区 | 66 | 9.60 |
| 練馬区 | 646 | 177.99 |
| 足立区 | 203 | 31.32 |
| 葛飾区 | 193 | 26.22 |
| 江戸川区 | 264 | 35.67 |
| 区部計 | 2,025 | 397.68 |

| 自治体名 | 箇所数 | 面積(ha) |
|-------|-------|----------|
| 八王子市 | 1047 | 230.65 |
| 立川市 | 377 | 199.92 |
| 武蔵野市 | 84 | 22.51 |
| 三鷹市 | 292 | 130.51 |
| 青梅市 | 687 | 117.82 |
| 府中市 | 455 | 97.61 |
| 昭島市 | 215 | 46.75 |
| 調布市 | 414 | 115.08 |
| 町田市 | 1011 | 205.93 |
| 小金井市 | 207 | 60.48 |
| 小平市 | 349 | 158.63 |
| 日野市 | 436 | 111.27 |
| 東村山市 | 325 | 117.31 |
| 国分寺市 | 249 | 111.68 |
| 国立市 | 131 | 36.08 |
| 福生市 | 52 | 6.58 |
| 狛江市 | 131 | 27.10 |
| 東大和市 | 184 | 32.81 |
| 清瀬市 | 259 | 169.37 |
| 東久留米市 | 267 | 74.76 |
| 武蔵村山市 | 325 | 89.75 |
| 多摩市 | 140 | 28.05 |
| 稲城市 | 456 | 104.85 |
| 羽村市 | 169 | 31.70 |
| あきる野市 | 379 | 75.24 |
| 西東京市 | 271 | 94.30 |
| 市部計 | 8,912 | 2,496.72 |

| | 箇所数 | 面積(ha) |
|----|--------|----------|
| 合計 | 10,937 | 2,894.40 |



※ 特定生産緑地制度については、P81【資料】「特定生産緑地の概要」をご覧ください

■確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して＜水準1＞から＜水準3＞に上げていく考えのあるもので、性質上、自治体名、箇所数、面積のみを示します。

※ 本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしています。保全に幅広く取り組む趣旨から、＜水準1＞から＜水準3＞に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示すものです。

| 自治体名 | 箇所数 | 面積(ha) |
|-------|-----|--------|
| 港区 | 13 | 3.91 |
| 新宿区 | 3 | 0.21 |
| 品川区 | 24 | 8.54 |
| 目黒区 | 26 | 8.40 |
| 大田区 | 4 | 5.66 |
| 世田谷区 | 40 | 13.77 |
| 杉並区 | 252 | 64.32 |
| 板橋区 | 10 | 1.96 |
| 練馬区 | 76 | 18.84 |
| 足立区 | 8 | 1.86 |
| 立川市 | 5 | 0.83 |
| 武蔵野市 | 16 | 4.12 |
| 三鷹市 | 11 | 8.60 |
| 府中市 | 16 | 2.57 |
| 昭島市 | 2 | 0.45 |
| 小金井市 | 2 | 0.52 |
| 小平市 | 14 | 3.00 |
| 東村山市 | 9 | 0.27 |
| 国分寺市 | 21 | 3.28 |
| 国立市 | 6 | 32.76 |
| 狛江市 | 2 | 0.04 |
| 清瀬市 | 11 | 5.34 |
| 武蔵村山市 | 2 | 1.06 |
| 多摩市 | 4 | 9.77 |
| 羽村市 | 41 | 2.42 |
| 西東京市 | 1 | 0.14 |
| 東京都 | 38 | 636.51 |
| 合計 | 657 | 839.15 |

3 緑のまちづくりへの取組

(1) 緑のまちづくりを進めるための基本的な考え方

都市の緑を豊かにしていくためには、都市公園等の整備により緑を増やすこと、民間の開発に際して緑化を義務づけ、誘導していくこと、残された貴重な緑への対策を強化することなど、様々な手法により総合的に取り組むことが重要です。

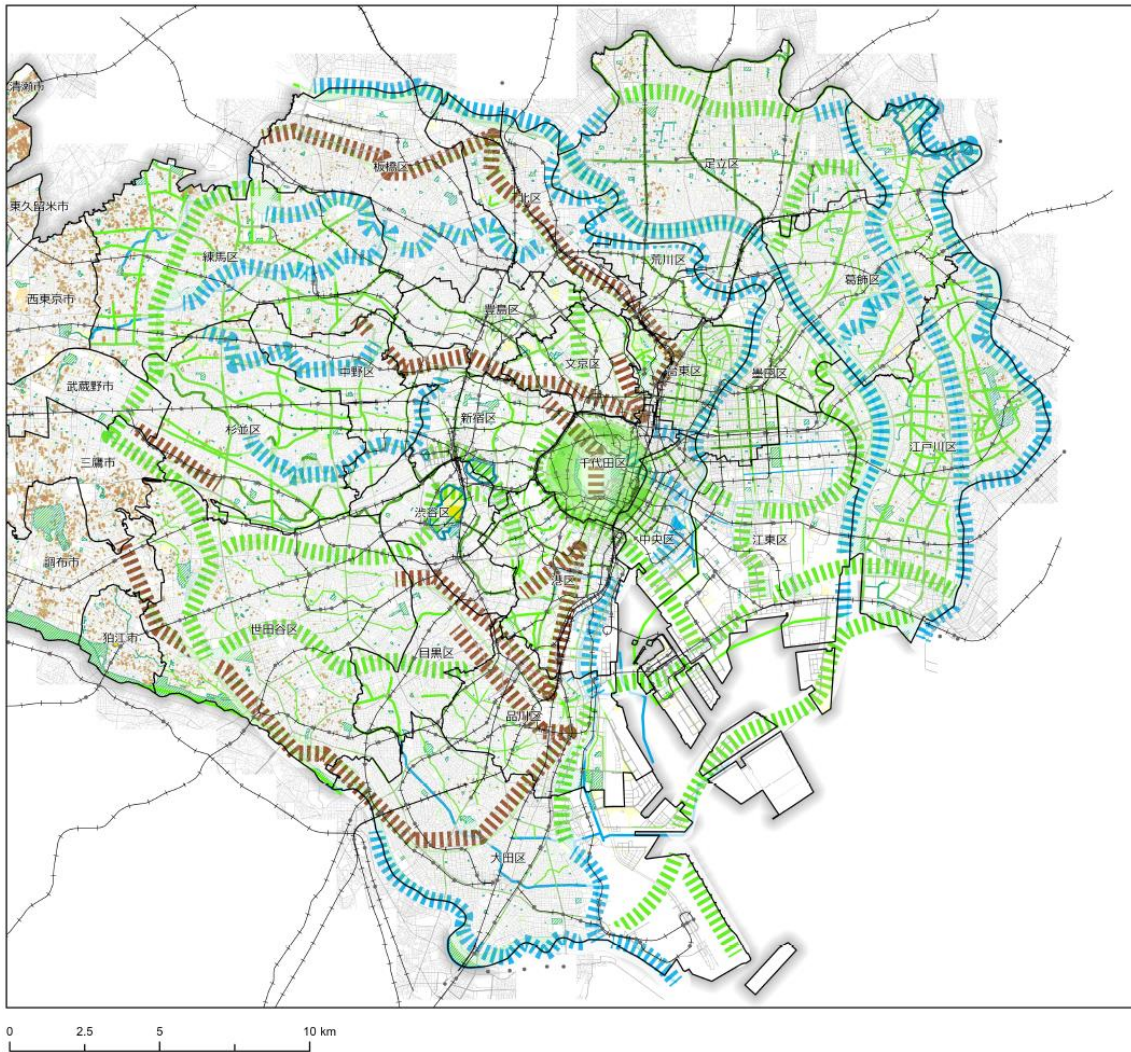
また、このように生み出される緑や守られる緑は、相互の連携を密にしてこそ、地域に大きな効果をもたらすものであり、そもそも緑の少ない区域では、緑の施策を新たに検討していかなければなりません。

① まちづくりなどの機会をとらえた緑の創出とネットワーク化

丘陵地や崖線、屋敷林などのように、自然地形や長い歴史の中で育まれてきた緑以外にも、都心部では、都市開発諸制度等の活用などにより、緑やオープンスペースを創出する取組が充実してきています。こうした民間開発による緑化空間は、公園緑地や街路樹、水辺の緑などとの連携により、まとまりや連続性が生まれ、緑のネットワークを形成していきます。

この方針では、こうして形成される緑のネットワークを緑の骨格としてとらえ、今後、新たなまちづくり事業等が行われる際は、こうした緑のつながりをより一層充実させるよう、緑の配置や機能の効果的な誘導を進めていきます。

区部の緑のネットワーク図



- | | | | |
|---------|-----------|------------|-----------|
| 骨格軸等 | 緑等の現況 | 都市GIS | ネットワークタイプ |
| — 緑と水の軸 | ■ 森林・樹林 | ■ 公園 | ■ 緑 |
| — 緑の軸 | ■ 農地 | ■ 緑地 | ■ 河川 |
| — 水の軸 | ■ 公園・運動場等 | ■ 特別緑地保全地区 | ■ 崖線 |
| | ■ その他の被緑地 | ■ 拠点 | |
| | ■ 生産緑地地区 | | |

※崖線や河川などの地形に沿った緑と、緑の拠点となる公園や緑地を結んで形成される緑のネットワーク図です。

② 緑の量的な底上げと質の向上

都市開発諸制度等が適用されない地域や、建ぺい率の高い地域、木造住宅密集地域では、緑化等が進みにくい状況となっています。

緑が都市の基盤となり、緑あふれ季節を問わず快適に過ごすことができる都市空間を形成するために、緑化地域制度の導入や緑化率を定める地区計画などの活用を推進するなど、広く建物の建替えの機会を捉えた緑化を推進していきます。

また、都市緑地法の改正により民間による市民緑地の整備を促す制度が創設されたことや、生物多様性に配慮したまちづくりが求められていることなどから、それらを踏まえたより質の高い緑の創出を目指していきます。

(2) まちづくり事業による緑の創出

近年、都心を中心に都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発行為が行われ、公開空地等の緑の空間が年々増加しています。都では、「公開空地等のみどりづくり指針」を平成19年に策定し、これに基づき、大規模建築等を行う事業者は、公開空地等の価値の向上に資するため、都と協議し「みどりの計画書」を作成しています。「みどりの計画書」を都市計画決定や許可などの手続きに先立って作成することで、事業者による質の高い緑空間の形成を誘導するとともに、周辺地域との緑の連続性や景観形成などに配慮した質の高い緑の創出に寄与しています。

平成19(2007)年から「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業において、194件の対象事業により、合計約47haの新たな緑が創出されました(令和元(2019)年11月時点)。

今後、本方針の計画期間である令和2(2019)年度から令和11(2029)年度では、現時点で計画されている156件の対象事業により、約35haの緑の創出が予定されており、これは更に増えていくと見込まれます。

(3) まとまった緑が創出されるまちづくり事業

本方針の計画期間に、まちづくり事業の中で新たに3,000㎡以上の緑を創出する見込みのものを抽出しています。(令和元(2019)年11月現在、「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業で、令和11(2029)年度までに事業が完了する予定のもの(事業中で部分的にしゅん工しているものを含む)を示しています。緑化面積は屋上緑化、壁面緑化などの建築物上緑化面積を含んでいます。)

◆まとまった緑が創出されるまちづくり事業

| 事業手法 | 所在地 | | 新たに創出される緑化面積 |
|-----------------------------|-----|-----------------------|--------------|
| | | | |
| 都市再生特別地区 | 中央区 | 日本橋二丁目 | 約4,500㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 中央区 | 勝どき二丁目 | 約7,600㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 中央区 | 晴海五丁目 | 約38,600㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 中央区 | 晴海五丁目 | 約3,500㎡ |
| 都市再生特別地区 | 中央区 | 八重洲二丁目 | 約3,100㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 中央区 | 月島三丁目 | 約3,000㎡ |
| 都市再生特別地区 | 港区 | 海岸一丁目 | 約4,700㎡ |
| 都市再生特別地区 | 港区 | 虎ノ門二丁目 | 約7,100㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 港区 | 虎ノ門一丁目 | 約3,600㎡ |
| 都市再生特別地区 | 港区 | 虎ノ門一丁目、二丁目 | 約3,600㎡ |
| 都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画 | 港区 | 麻布台一丁目 | 約15,200㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 港区 | 芝浦三丁目、一丁目 | 約8,200㎡ |
| 都市再生特別地区 | 港区 | 浜松町二丁目 | 約8,700㎡ |
| 都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画 | 港区 | 港南一・二丁目、芝浦四丁目、高輪二・三丁目 | 約18,300㎡ |
| 市街地再開発事業 高度利用地区 | 港区 | 白金一丁目 | 約3,100㎡ |
| 市街地再開発事業 高度利用地区 | 港区 | 三田一丁目 | 約3,600㎡ |

| 事業手法 | 所在地 | | 新たに創出される 緑化面積 |
|--------------------|-----|-----------|------------------|
| | | | |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 港区 | 三田三丁目 | 約4,400㎡ |
| 市街地再開発事業 高度利用地区 | 港区 | 西新橋一丁目 | 約3,200㎡ |
| 都市再生特別地区 | 港区 | 赤坂一丁目、二丁目 | 約5,400㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 新宿区 | 市ヶ谷加賀町一丁目 | 約21,300㎡ |
| 市街地再開発事業 高度利用地区 | 新宿区 | 西新宿五丁目 | 約4,700㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 新宿区 | 西新宿三丁目 | 約5,900㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 江東区 | 有明一丁目 | 約6,500㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 江東区 | 有明二丁目 | 約5,200㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 江東区 | 青海二丁目 | 約5,000㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 江東区 | 豊洲五丁目 | 約6,900㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 江東区 | 豊洲六丁目 | 約5,300㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 江東区 | 豊洲六丁目 | 約3,000㎡ |
| 総合設計 | 江東区 | 亀戸六丁目 | 約5,800㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 品川区 | 東五反田二丁目 | 約4,100㎡ |
| 都市再生特別地区 | 渋谷区 | 道玄坂一丁目 | 約5,300㎡ |
| 都市再生特別地区 | 渋谷区 | 桜丘町 | 約5,700㎡ |
| 再開発等促進区を定める地区計画 | 豊島区 | 南池袋二丁目 | 約3,200㎡ |
| 市街地再開発事業 高度利用地区 | 葛飾区 | 東金町一丁目 | 約5,000㎡ |

4 緑の確保を更に推進する取組

(1) 緑の確保を推進する先導的な取組

本方針で位置づけた確保地や確保候補地の確保の推進に加え、これまでの制度をさらに活用していくことや、新たな施策を導入するなど、先導的に取り組むべきプロジェクトを提案し、緑施策の可能性を追求していきます。

プロジェクトは、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して、推進していきます。

また、このプロジェクトで計画された都市計画公園・緑地は確保地として位置づけします。

都市開発諸制度等の活用による緑の保全・創出

ねらい

骨格となる緑の厚みとつながりを強化するため、まとまりのある緑地や農地を保全する。

空き家・空き地を活用しながら、小規模な公園・緑地などを創出する。

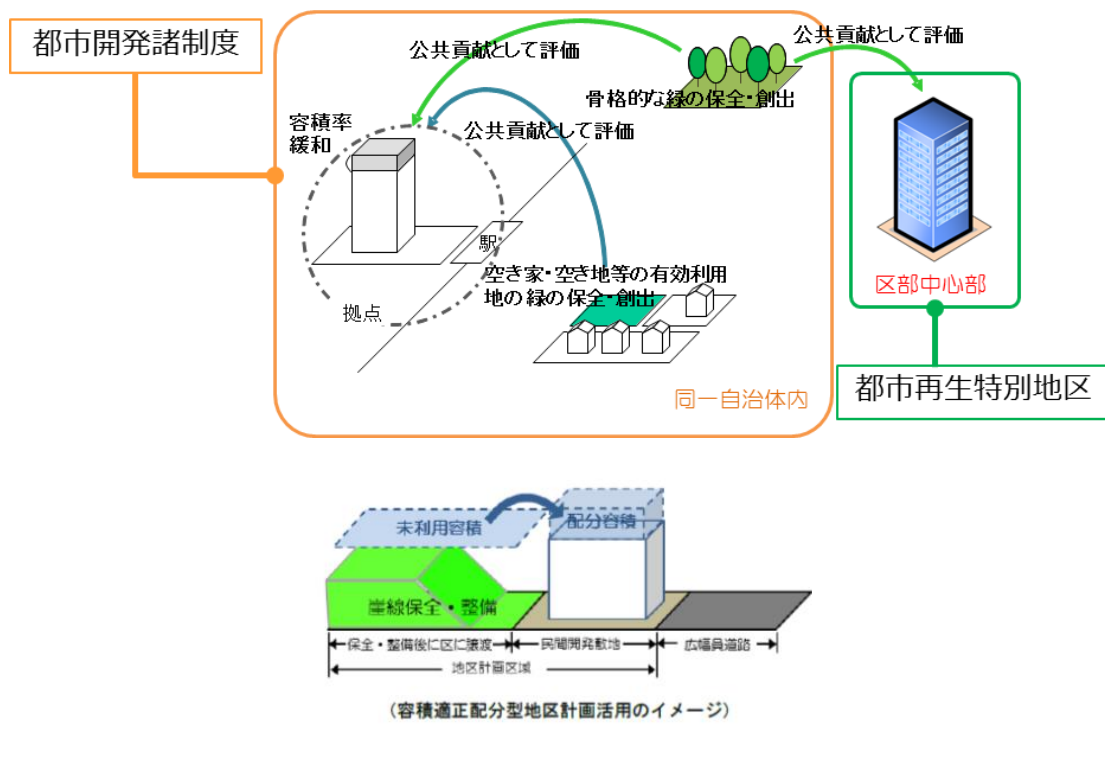
具体的取組

- 都市開発諸制度等において、骨格的な緑等、開発区域外における緑の保全・創出を容積率割増評価の対象にすることで、開発事業者による広域的な緑の保全・創出の取組を誘導する。
- 保全・創出する緑地については「都市計画公園・緑地」、「特別緑地保全地区」、「認定市民緑地」等により担保することとし、担保や維持管理等について区市町等と協議する。
- 都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画を活用し、崖線の緑の保全・再生や、都市公園と連担した厚みのある質の高い緑化空間の形成を図る。

取組の主体

民間開発事業者

【取組のイメージ】



崖線の緑の保全

ねらい

崖線の緑は、都市の緑のネットワークや地域の景観形成上、緑の骨格として重要な役割を担っていることから、行政界を超えて一体的に保全・再生を推進

具体的取組

- 平成24(2012)年3月に「崖線の緑を保全するためのガイドライン」を策定。これに基づき関係自治体から構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」の取組を継続
- 多摩川由来の崖線での先導的な取組を、国分寺崖線、南北崖線等に拡大
- 地形や植生などの自然的条件、景観重要性や土砂災害危険性などの社会的条件を踏まえ、崖線の緑の保全のあり方について検討
- 区部中心部では大規模な民間の開発や機能更新の機会を捉え、都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画を活用し、南北崖線の緑を保全・再生

取組の主体

関係する区市町村、東京都、民間開発事業者



崖線の緑の連なり



森林環境譲与税の活用

ねらい

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全、林産物供給などの多面的・公益的機能を持ち、これらを十分に発揮するためには適切な手入れが必要。区市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税および森林環境譲与税が創設

具体的取組

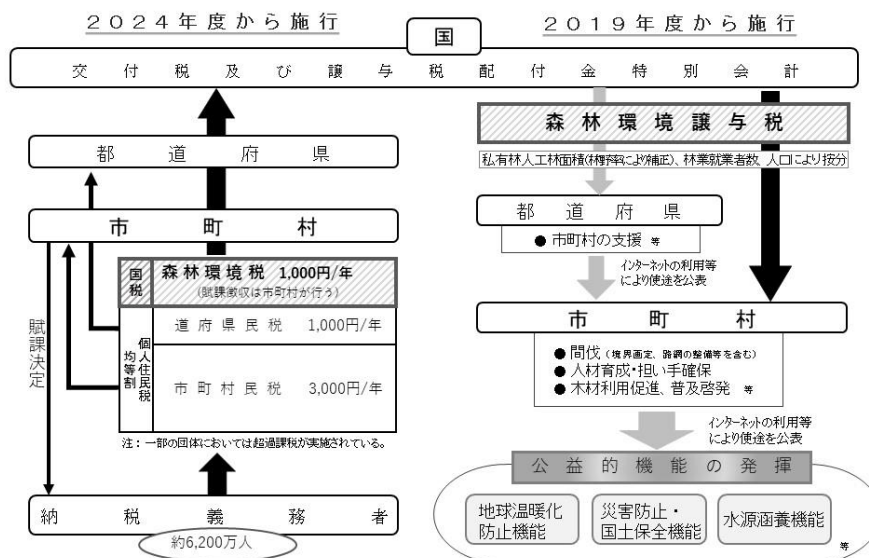
- 森林環境譲与税を財源とし、区市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する取組を実施
- 地域の実情に応じて、管理放棄された里山林の整備や竹林の伐採・除去活動等、健全な森林の育成に関する取組を検討
- 森林のない都市部では、木材利用の促進や森林環境教育、森林を有する地域との連携による植林・育林体験活動等も実施
- 都道府県は森林整備を実施する区市町村の支援等を実施
- 区市町村等はインターネットの利用等により森林環境譲与税の使途を公表

取組の主体

区市町村および東京都

【制度概要】

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



林野庁HP: http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

<根拠法> 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月公布）

生産緑地の保全・活用の推進

ねらい

生産緑地制度、特定生産緑地制度等を活用し、都市計画への位置付けを維持するとともに、生産緑地の活用を一層推進することにより、都市農地の保全を図る。

具体的取組

○特定生産緑地の指定

特定生産緑地制度を積極的に活用し、申出基準日以降も引き続き生産緑地の保全を図る。

○生産緑地の追加指定

地区指定の面積要件の引下げや、一団の農地の運用の緩和を活用し、生産緑地地区の追加指定の推進を図る。

○生産緑地の貸借の促進

生産緑地を対象とした都市農地の貸借の円滑化制度を活用し、生産緑地の積極的な活用を図る。

○生産緑地の保全・活用に関する検討会

生産緑地の買取りの仕組み、生産緑地を農地・農的空間として保全・活用するための手法について、都および関係区市と学識経験者を交えて検討を進める。

取組の主体

生産緑地を有する37区市、東京都

田園住居地域の指定促進

ねらい

農地における直売所や農家レストラン等の立地の誘導等により、都市農地を保全・活用し、営農意欲が高くまとまりのある農地が存在する地域や、住宅と農地が共存し将来にわたって良好な居住環境と営農環境を維持していく地域を形成。

具体的取組

- ・ 都は「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を改定し、田園住居地域の指定方針等を策定
- ・ 指定区域の規模等について、地域の状況に応じて柔軟に指定できることを明記
- ・ 田園住居地域の指定促進に向け、区市町村への説明会やヒアリングを実施

取組の主体

区市町村と連携し、市町村においては市町村が、区においては都が田園住居地域を指定

【制度概要】

田園住居地域

○住宅系用途地域の一類型として田園住居地域の創設
(平成30年4月1日施行)

目的

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な住環境と営農環境を形成している地域を都市計画に位置づけ、開発・建築規制を通じてその実現を図る。

開発規制<強化>

- ・ 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積は市町村長の許可制
- ・ 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（政令で300㎡と規定）以上の開発等は、原則不許可

用途規制<緩和>

低層住居専用地域に建築可能なものに加え以下の農業施設を許容

- ・ 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等（500㎡以内）
- ・ 農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- ・ 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの、農機具収納施設等

形態規制 <低層住居専用地域と同様>

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

新しい緑農住まちづくりの検討

ねらい

農地、屋敷林、樹林地などの緑地・農地と市街地が一体となった良質な住環境を再整備する「緑農住まちづくり」を提案

具体的取組

- ・ 大学研究者による事業提案制度（東京大学）
- ・ 事業期間：令和元年度～令和3年度

○ガイドライン策定

都内で減少が続く民有の農地、屋敷林、樹林地が多く存在する近郊～多摩エリアの住宅市街地（5地区程度）をケーススタディとして分析
分析結果等を踏まえ、その他地区への応用のための方法論をガイドラインとして策定し、広く緑農住まちづくりを展開するための基礎を構築することを想定

○モデル事業実施等

ガイドラインを踏まえ、モデル事業地において関係区市と調整しながら「緑農住」まちづくり計画案を作成し、シミュレーションを実施
モデル事業を通じてガイドラインを検証することで、「緑農住」まちづくりガイドラインを確立

取組の主体

東京都、東京大学、一部区市

農の風景育成地区の指定推進

ねらい

比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、将来にわたり農のある風景を保全・育成していく。

具体的取組

- 地区内の農地や屋敷林のほか、農の風景を象徴する景観資源などについて、都市計画手法等を活用して保全
- 農業体験イベントや屋敷林の見学会などによる農業者と地域住民の交流促進、体験農園、農業公園の整備・運営を通じた普及啓発、農業振興策との連携等により、農地等の保全、活用を推進
- 地区内では点在する農地等であっても都市計画公園・緑地として計画決定することができ、この区域内は確保地と同様に、優先整備区域として位置づけできる
- 農地の持つ、公園・緑地的機能や景観資源としての価値を、更に活かして保全していく仕組みなどについて検討

取組の主体

地区の選定・運営は区市町、指定は都が行う

＜指定要件等＞

- 規定計画との整合（緑の基本計画、農業振興計画等）
- 規模要件なし（一体的な農の風景が存在）
- 農地の割合 概ね10%以上

＜指定方法等＞

- 都が定めた「農の風景育成地区」の要綱に基づき、区市町が地域を選定し、地域内の緑地や農地の保全・活用・連携の方針を策定する。
- 地区指定に向けて区市町が行う調査等に対し、都が補助（補助率50%以内）

都市農地保全支援プロジェクト

ねらい

農地の多面的機能を一層発揮させるための施設整備や、農地保全の理解促進に向けた取組など、区市町が行う農地保全の取組に対してハード・ソフトの両面から補助金を交付し支援する。

具体的取組

<支援内容>

整備支援（ハード）：農地の防災機能強化、地域や環境に配慮した基盤整備、レクリエーションや福祉・教育等の機能発揮のための農地活用など

推進支援（ソフト）：調査設計、農地保全の理解促進を図る情報発信、農福連携コーディネーターなど

<補助率>

整備支援（ハード）：75%以内

推進支援（ソフト）：50%以内

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】



防災兼用農業用井戸の整備



防災協力農地掲示板の設置



防薬シャッターの整備



簡易直売所の整備



土留め、フェンスの設置



農業公園の整備

農地の創出・再生支援事業

ねらい

市街化区域を対象に、農家所有の宅地等を農地として整備する取組を支援する。具体的には、宅地や雑種地等を活用して営農規模拡大を図るための農地化整備をする場合に、必要な経費に対し補助金を交付する。

具体的取組

＜支援内容＞

建築物等解体処分（上物を除く、基礎や舗装版の撤去等）、除礫、深耕、客土等（土壌改良を含む）、その他農地利用に必要な整備を実施

＜補助率＞

50%以内

＜補助上限＞

5,000千円／10a

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】



農地の利活用促進事業（新規就農等支援及び農地あっせんの促進）

ねらい

新規就農希望者や規模拡大を志向する認定農業者など担い手への農地の利活用を促進し、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。

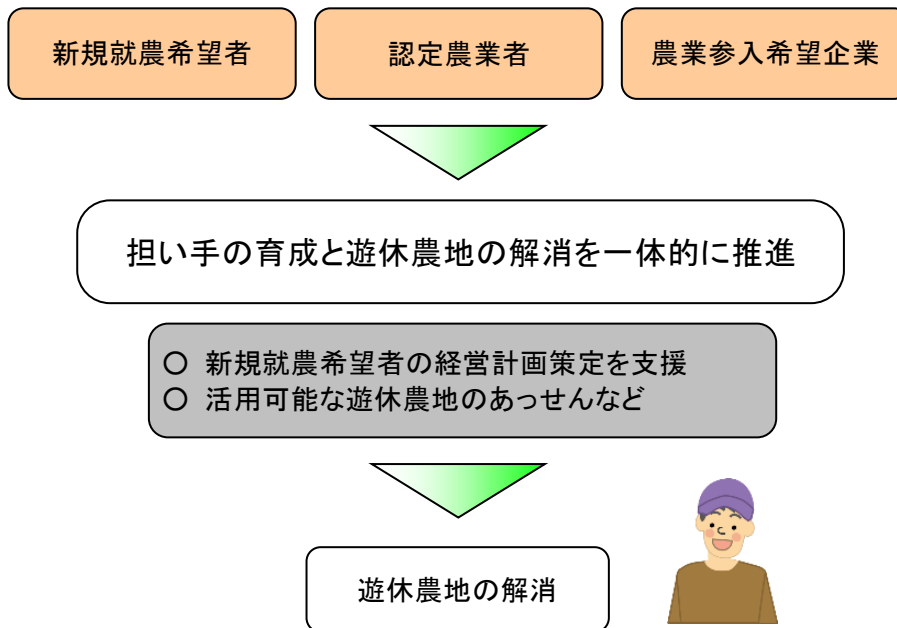
具体的取組

- ・ 新規就農希望者と農地を結ぶコーディネーター機能の強化
- ・ 認定農業者や異業種からの農業参入希望者への農地の利活用推進

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】



市民緑地認定制度の活用

ねらい

良好な都市環境の形成に必要な緑地やオープンスペースが不足する地域において、公共主導の公園緑地の整備のみでは、みどりの確保が困難な状況を踏まえ、NPO法人や企業等の民間主体が、増加する空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する。また、公開空地等においても本制度を活用し、より質の高い空間の創出や、質の高い管理運営を実施する。このような認定市民緑地を増やすことで緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する。

具体的取組

- ・ 制度の普及、促進
- ・ 区市町の緑の基本計画において、緑化重点地区の指定を促進
- ・ 認定市民緑地の設置を促進するため、都が施設整備費を補助（平成30年度～）

取組の主体

区市町村

【制度概要】

市民緑地認定制度

- 緑化地域や緑化重点地区内を対象として、民間主体が設置管理計画を作成、区市町村長の認定を受け、地域住民の利用に供するとして緑地等を一定期間設置・管理・活用する制度
- 条件等：面積300㎡以上、緑化率20%以上、設置管理期間5年以上 等
- みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減（時限措置）

【事例】 一号館広場（千代田区丸の内二丁目、面積約3,200㎡）



<設置管理者>
三菱地所㈱（みどり法人）

<特色>
エリアマネジメント団体等と連携し、区域外も含めた酷暑対策の調査研究・イベント等を実施予定

緑化率を定める地区計画などによる緑化の推進

ねらい

地区計画において、厚みとつながりのあるみどりの充実やみどりの量的底上げ、質の向上を図るための地区施設の配置や緑化率の設定により、緑化を推進する。

具体的取組

- ・「用途地域等に関する指定方針・指定基準」に基づき、用途地域等の変更を行う地区や土地区画整理事業を施行すべき区域などで、地区計画等の誘導を図る場合には、地区の特性に応じて、「環境形成型地区計画」の活用や緑化率を定める地区計画などによる緑化を推進する。

取組の主体

区市町村

【制度概要】

○緑化率を定める地区計画

地区整備計画に建築物の緑化率（緑化施設の面積の敷地面積に対する割合）の最低限度を定める。条例により緑化地域と同様に建築確認の要件（建築基準関係規定）とできる。

<根拠法>

地区計画（都市計画法第12条の5）

地区計画等緑化率条例（都市緑地法第39条）

○環境形成型地区計画

壁面後退部の環境緑地の指定等により敷地内の緑化を促進することによる、みどり豊かな住宅地の環境形成と保全を目的とした地区計画で、策定と合わせて適切な容積率等の指定を可能とする。

<基準等>

「住居専用地域」における容積率等の変更を伴う環境形成型地区計画策定のガイドライン

緑化地域制度の推進

ねらい

市街化の進展により緑の減少が続く東京において、あらゆる場所に新たな緑を創出し快適な都市空間の形成を図るため、都市緑地法に基づく緑化地域制度の普及を拡大。

具体的取組

- まちづくりの上位計画である「都市計画区域マスタープラン」に、制度の指定推進を明記
- 緑化地域の活用方針及び指定基準に原則として市街化区域全域を対象に緑化地域を指定することが望ましい旨明記
- 緑の基本計画等に緑化地域の指定に関する考え方、要件等について具体的に記載

取組の主体

区市町村

【制度概要】

<指定要件等>

用途地域の定められた区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。指定されると建築確認の要件（建築基準関係規定）として緑化が義務付けられる。

<都市計画に定める事項>

①位置、②区域、③面積、④建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度（敷地面積の25%以下）

<根拠法>

都市緑地法（第34条ほか）

江戸のみどり推進プロジェクト

ねらい

生態系に配慮した緑化の普及拡大に向け、事業者の意欲を引き出す取組を実施することで、官民連携で「質の高い」都市緑化を推進する。

具体的取組

- ・在来種植栽に積極的に取り組む事業者を都が登録・公表し、優れた取組をPRする、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」を開始（平成29年5月～）

<実績>

登録件数 9件（令和元年12月現在）

- ・設計者、緑地管理者、開発事業者、行政関係者等を対象に、人にも生きものにも優しい緑化を実践するための設計・管理のポイントを紹介する「生態系に配慮した緑化のための講習会」を実施（平成29年度～）

取組の主体

東京都（民間事業者等と連携）

【登録制度の概要】

対象：1,000平方メートル以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内緑地

要件：1) 緑地の面積について、樹木が植栽されている区域の面積が100平方メートル以上であるもの。

2) 樹木における在来種の割合等が、次のいずれの要件も満たすこと。

- ・在来種の面積割合：高木40%以上、中木及び低木10%以上
- ・在来種の種数：高木4種以上、中木及び低木3種以上

※登録緑地の中でも、生きものの生息生育環境への配慮に特に優れた緑地については「優良緑地」として区別して登録。

登録された緑地については、都から登録証及びシンボルマークを交付





(2) 既に進めている緑確保への取組

本方針では、確保を強化するために、重点的に取り組むべきプロジェクトを示していますが、既に進めている取組や各自治体が緑を確保するために主体的に進めている施策もあります。これらにより、方針の施策と併せて、相乗的な効果を発揮し、緑の確保をより確実なものとしていきます。

以下に、自治体等から提供された情報を掲載します。

| | |
|--|--------------|
| 自治体名 | 東京都都市整備局 |
| 取組名称 | みどりの計画書制度の活用 |
| <p>事業者による良質なみどり空間の形成を誘導し、周辺地域とのみどりの連続性や景観形成などに配慮した質の高いみどりの創出を図っています。</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市開発諸制度等を活用する際は、「公開空地等のみどりづくり指針」に基づき、「みどりの計画書」の作成を通じて、開発の構想段階で、公開空地等が質の高い計画となるよう事業者と協議、調整を実施 ・以下の視点に配慮するよう協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共や民間のみどりとのネットワークの形成 (2) ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出 (3) 見通し等が確保された安全な空間の創出 (4) 造園の魅力が引き出された美しい空間の創出 (5) 生物多様性の保全 (6) その他公開空地等の価値の向上に資するもの | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | |

| | |
|--|---|
| 自治体名 | 東京都環境局 |
| 取組名称 | 東京における自然の保護と回復に関する条例(以下「都条例」という。) 「保全地域」の指定と活動 |
| <p>都条例では、丘陵地の樹林、武蔵野の雑木林、崖線に残る緑地や湧水、史跡と一体となった緑地、丘陵地の里山、山地の森林などの貴重な自然地の保護と回復を図るため、「保全地域」の指定を行っています。</p> <p>保全地域には5種類あり、平成30(2018)年5月24日時点で、自然環境保全地域1地域、歴史環境保全地域6地域、緑地保全地域38地域、森林環境保全地域1地域、里山保全地域4地域の計50地域、約758ヘクタールを指定し、保全を進めています。</p> <p>今後、2050年度までに丘陵地等の良好な自然地を保全地域として新たに指定・公有化していきます(100ha程度)。</p> <p>また、保全地域では、自然環境を損なわない範囲で、以下のような活動も行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 都民やボランティア団体による自然体験活動、緑地保全活動等 ロ 企業及びNPOと連携した「東京グリーンシップ・アクション」、大学と連携した「東京グリーン・キャンパス・プログラム」などの緑地保全活動等 ハ 保全地域体験プログラムの実施 <p>今後、保全地域に係る総合的なプランを策定し、保全地域の価値や魅力の向上を図っていきます。</p> | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>里山保全地域</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>緑地保全地域</p> </div> </div> | |

| | |
|--|-------------------|
| 自治体名 | 東京都住宅政策本部 |
| 取組名称 | 大規模団地の緑の再生 |
| <p>都営住宅の建替え事業においては、計画段階からの様々な検討により、建替え後の緑化率の一層の向上や、周辺の緑との調和、ネットワークや景観形成に配慮し、緑の再生を促進している。</p> <p>事例:公園整備 (平成29～30年度) 江北四丁目団地(足立区)の建替え事業にあわせ、江北平成公園(拡張部約7,400㎡)を整備</p> | |
|  | |

| | |
|--|---------------------------|
| 自治体名 | 東京都建設局 |
| 取組名称 | 旧河川敷の土地等を活用した緑地の創出 |
| <p>町田市内を流れる一級河川鶴見川や武蔵村山市から清瀬市に流れる一級河川空堀川では、治水対策のために蛇行している線形を見直しながら河道整備を実施しており、整備により旧川となる箇所については、緩傾斜護岸や緑道として整備しています。</p> <p>鶴見川上流では、旧河川敷となる箇所について、良好な河川環境と親水拠点の整備のため、河川敷を利用した緩傾斜護岸を整備し、緩傾斜護岸の前面に野芝を張り、緩傾斜護岸上部の管理用通路沿いには、河津桜を植樹しました。空堀川の東大和市内では、旧川となる箇所について、管渠を敷設して埋戻し、その上部に植栽や樹木を植えて緑道として整備しています。</p> | |

| | |
|---|-------------------------------------|
| 自治体名 | 東京都港湾局 |
| 取組名称 | 臨海副都心まちづくりガイドライン (平成21年3月改定) |
| <p>臨海副都心まちづくりガイドライン(以下、本ガイドライン)は、臨海副都心での優良な開発を誘導し、良好な都市景観、都市環境の形成とその永続的な担保を図ることを目的とし臨海副都心全体の開発誘導の基本事項を示しており、開発計画等において進出事業者の方々にガイドラインの遵守をお願いしています。</p> <p>本ガイドラインの中では植栽について、臨海副都心全体の一体的な水と緑のネットワークの形成と豊かな都市景観の形成を目指して、自然保護条例に定める緑化計画書制度等に基づいた緑化を行い、相互に連携し、調和を図るように努めることとされています。具体的には、新築時は緑化面積を対象とする敷地面積の40%以上とすることが定められており、緑豊かな都市景観、都市環境の確保に寄与しています。</p> | |


| | |
|--|--------------------------|
| 自治体名 | 東京都内の全62市区町村 |
| 取組名称 | みどり東京・温暖化防止プロジェクト |
| <p>今日の大きな課題である温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。この事業は、平成19年度から特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の主催、(公財)特別区協議会、(公財)東京市町村自治調査会の企画運営にて実施しています。</p> <p>事 例: 国立市(平成25年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くにたち花と緑のまちづくり事業 <p>国立市では毎年2回、市のシンボルである大学通りの緑地帯や市内公園で、大規模な花植えを実施しています。特に大学通りの花植えでは、市民ボランティアが中心となり、学校や商店会も巻き込みつつ計画から実作業にいたるまで「みんなと一緒に」というコンセプトで持続可能な花と緑のまちづくりを目指し進めています。</p> <p>事 例: 東久留米市(令和元年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境シンポジウム&ワークショップ 武蔵野の水源の森を未来につなごう <p>森林環境譲与税を財源として、向山緑地公園のみどりの若返り事業を実施します。未来を担う子ども達にみどりの若返りの大切さを教え、実践を分かち合うことを目的としています。キックオフイベントとして8月25日に記念講演とワークショップを行いました。</p> | |


| | |
|--|---|
| 自治体名 | 八王子市・日野市・多摩市・稲城市・町田市・相模原市・川崎市・横浜 浜市・鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市・三浦市 |
| 取組名称 | 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議 |
| <p>設立：平成18(2006)年</p> <p>多摩・三浦丘陵の保全と活用を推進し、魅力のある地域環境の形成を目指すため、各自治体がそれぞれに緑の施策に係る取組を行うだけでなく、より広域的かつ効果的に施策展開を図る観点から、緑と水景の保全・再生・創出に取り組んでいます。</p> <p>定期的に今後の活動に関する会議、ウォーキングラリー、里地里山プログラムの開催、情報発信、シンポジウムの開催など活発な活動を展開しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="261 875 756 1247">  </div> <div data-bbox="778 871 1329 1628">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="256 1252 759 1628">  </div> </div> | |

| | | | |
|---|-----------------|---|--|
| 自治体名 | 東京都内の区市町村 | | |
| 取組名称 | 都市間・地域間連携プロジェクト | | |
| <p>区部では、緑豊かなまちづくりへの取組が叫ばれ、多摩西部は、今日では、既存の緑の多くを守る立場となっています。広域的観点から地域の長所やニーズを活かして相互に連携し、緑の保全や活用の促進を行っています。</p> | | | |
| 連携事例 | | | |
| | 連携自治体名 | 名称等 | 概要 |
| 中央区 | 檜原村 | 中央区の森 | 行政区域を超えた広域的視点から地球温暖化防止に寄与する事業として、区と区民・事業者が連携した森林保全活動等を実施 |
| 港区 | あきる野市 | みなと区民の森づくり 環境交流事業 | 区があきる野市から22haの私有林を借り受け、「みなと区民の森」として整備を実施 小学3・4年生を対象として、隔年主催でそれぞれの区市の環境を活かした自然体験・環境学習を実施 |
| 港区 | あきる野市 檜原村 | みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 | 区内に建築される建築物に対して、「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」締結自治体から産出される木材の利用を促し、木材使用量に相当するCO2固定量を認証 |
| 新宿区 | あきる野市 | 「新宿の森・あきる野」 森林整備事業、自然体験学習 | 植林や森林整備を実施・市、地元団体と協働し、自然体験学習ツアーを実施 |
| 杉並区 | 青梅市 | すぎなみ地域大学 「森林ボランティア育成講座」 「青梅の森」等の保護・保全活動 | 「青梅の森」の保護・保全活動を行うボランティア育成講座を共同開催。講座を修了した区民・市民による「青梅の森」等の保護・保全活動 |
| 武蔵野市 | 青梅市 | 二俣尾・武蔵野市民の森 | 所有者・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、保全費用の負担・森林体験の場として活用 |
| | 奥多摩町 | 奥多摩・武蔵野の森事業 | 奥多摩町・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、連携して森林整備・活用 |
| 昭島市 | 奥多摩町 | 奥多摩・昭島市民の森 | 林所有者・市・都農林水産振興財団が分収造林契約を締結し、植林を実施 市は森林作業や植生調査などを行う森林教室を実施 |

| | |
|---|--------------------------|
| 自治体名 | 東京都内の10区26市2町(幹事自治体 練馬区) |
| 取組名称 | 都市農地保全推進自治体協議会 |
| <p>設立:平成20年10月29日</p> <p>市街化区域内農地を持つ38の基礎自治体が会員となり、連携して都市農地の保全に取り組んでいます。</p> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市農地保全自治体フォーラムの開催 <p>都民への普及啓発として、講演会や都内産農産物・加工品の紹介・販売などを行っています。</p> ●農地保全のため国への提案要求 | |


| | |
|--|------------------------------|
| 自治体名 | 練馬区 |
| 取組名称 | 世界都市農業サミット(令和元年11月29日～12月1日) |
| <p>練馬区では全緑被率のうち2割を農地が占め、農とみどりは密接な関係にあります。都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、発展させていくことを目的として、世界都市農業サミットを開催しました。</p> <p>都市農業を積極的に行っている5都市(ニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロント)から農業者や研究者、行政関係者を招き、各都市で取り組んでいる事例紹介や意見交換会を行う国際会議や、区民の方々に練馬の農業の魅力をより感じてもらえるよう各種イベントを実施しました。</p> | |
|  | |

| | |
|---|---------------|
| 自治体名 | 世田谷区 |
| 取組名称 | 世田谷区落ち葉ひろいりレー |
| <p>清掃の意味合いだけでなく緑に感謝するイベントとして、市民活動団体が主体となって実施しています。条件が整えば、落ち葉炊きや焼き芋なども行います。これまで、区が広報活動等を支援し、趣旨に賛同する区民の参加を得て、寺社、団地、公園などで開催しました。活動団体が目指す「多くの区民が落ち葉ひろいを楽しむ光景が、秋の風物詩となる」ことに期待し、協働事業の継続実施を目指します。</p> <p>【平成30年度実績】20箇所・43回実施、参加者数1,256名(前年度比35.1%増)</p> | |
|  | |

| | |
|--|--------------|
| 自治体名 | 杉並区 |
| 取組名称 | 屋敷林や農地保全への取組 |
| <p>杉並区緑地保全方針に基づき、保全に向けた取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マンパワーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの支援隊の運営 <p>屋敷林や農地の保全を支援するボランティアとともに、農作業の補助や落ち葉掃き等を行っています。</p> ●保全のためのPR・企画 <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう！」 <p>所有者による屋敷林のはなしやボランティアによる樹木・野菜の解説のほか日なたと木陰の温度を測定し、木陰の涼しさを体感するイベントを行いました。</p> ・たき火イベント「たき火体験」 <p>農地を身近に感じてもらうとともに地域住民の交流の場を提供することを目的に、所有者とボランティアの協力を得てたき火イベントを行いました。</p> | |
|  | |

| | |
|---|--------------------------------|
| 自治体名 | 国分寺市 |
| 取組名称 | 通称エックス山等整備方針の検討に関する市民協議会との協働事業 |
| <p>設立：平成14年12月20日</p> <p>西恋ヶ窪緑地（通称エックス山）において市と協働して活動しています。定例活動では、草刈りなどの林床管理、枯損木等の危険除去などを行っています。</p> <p>●樹木更新</p> <p>林を良い状態で次の世代に引き継ぐために、協議会で伐採可能な樹木を伐採し、小さく切って薪にするなどの作業を行いました。</p> <p><樹木更新面積></p> <p>平成20年度：約450㎡</p> <p>平成21年度：約1,000㎡</p> <p>平成30年度：約600㎡</p> <p>●エコミュージアム国分寺</p> <p>市内を博物館に見立て、日常何気なく目にしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統の視点から散策するエコミュージアムを共催しています。</p> <p>令和元年度には9回目を迎え、24人の参加がありました。</p> | |




| | |
|---|------------------------|
| 自治体名 | 調布市 |
| 取組名称 | CHOFUみどりの国分寺崖線ウォーク2018 |
| <p>市内の崖線樹林地の保全活動を行っている市民団体に委託し、市民、事業者及び行政が協働して実施しました。崖線ウォークイベントを通して、緑の保全活動の必要性や保全活動参加への関心を高め、将来的に崖線樹林地保全活動等の担い手となる人材の育成、確保を行うことを目的とし参加者へ市内の崖線樹林地の現況や保全活動の説明を行いながら市内の崖線を巡りました。</p> | |
|  | |

| | |
|---|---------------------------------|
| 自治体名 | 江東区 |
| 取組名称 | 東京2020大会に向けた花と緑のおもてなしガーデニングイベント |
| <p>地域コミュニティの醸成と東京2020大会開催への機運向上を目指し、競技会場に近い豊洲六丁目第二公園(平成30年度は豊洲六丁目公園)に設置したプランターの花苗の寄植え・植替えイベントを、春と秋の2回実施しました。</p> <p>専門家のレクチャーを受けながら、区民との協働により10個のプランターの花苗の寄植えが完成。同時に、ガーデンクイズも実施し、こどもから大人まで幅広い世代の参加がありました。</p> | |
|  | |

| | |
|---|------------------------|
| 自治体名 | 調布市 |
| 取組名称 | 飛田給駅・西調布駅・調布駅周辺花いっぱい事業 |
| <p>ラグビーワールドカップ2019、東京2020大会の来訪者へのおもてなしのひとつとして、競技会場へのアクセス駅周辺で、市と市民、事業者の協働で花修景を行いました。</p> <p>平成30・31年度の「花いっぱいサポーター養成講座」受講生の花いっぱいサポーター(市民ボランティア)を中心に、講座やサポーターデイの中で、飛田給駅、西調布駅でのハンギングバスケット付きスタンド型コンテナ等の設置や花壇の植付けを行いました。また、令和元年9月と11月に実施した市民参加の「花いっぱいおもてなしイベント」の中で、調布駅前おもてなしガーデンの植付けを行いました。大規模大会終了後も、花いっぱいサポーターを中心とした花壇活動が継続できるように、仕組みづくりを行ってまいります。</p> | |
|    | |

| | |
|---|--------------------|
| 自治体名 | 清瀬市 |
| 取組名称 | Kiyose花のある公園プロジェクト |
| <p>令和元年7月から12月にかけて、「花のある公園」のレイアウト、活用・管理方法などを話し合う市民ワークショップを計6回開き、基本計画を策定しました。公園への関心が低い方、市主催の話し合いに不慣れな方などの参加を促す目的で「土いじり」を取り入れ、第1回目の「コスモスの種まき」には50名、第4回目の「コスモスの花摘み」には60名を越える参加がありました。</p> <p>この基本計画をもとに、令和2年度に基本設計・実施設計、翌3年度から整備を予定しています。令和4年度(予定)の開園まで、公園に対するモチベーションの維持・向上を図って、令和2年度以降は公園予定地を使ってガーデニング講座や市民を主体としたイベントなどの開催を検討しています。</p> | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>種まきの様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>花摘みの様子</p> </div> </div> | |

| | |
|--|-----------------------|
| 自治体名 | 町田市 |
| 取組名称 | 花壇コンクールの実施(春・秋の年2回開催) |
| <p>都市緑化を推進し、花の香り漂う美しいまちづくりに寄与することを目的に実施している事業です。</p> <p>市民団体へ市営の苗圃で育てた草花の苗や肥料を配布し、公園・道路・学校・幼稚園などの公共的な場所に植えていただき、専門家などの意見も取り入れながら美しさを評価します。</p> <p>入賞した団体の花壇には入賞プレートを設置するほか、花壇の写真に掲載したカレンダーを発行するなど、周知を行います。</p> <p>【2019年度秋(第94回)の実績】</p> <p>参加団体:321団体</p> <p>うち、優秀賞1団体、優秀賞5団体、優良賞19団体、努力賞28団体、ラグビー優秀賞5団体、ラグビー賞16団体</p> | |
|   | |

| | |
|---|----------------|
| 自治体名 | 瑞穂町 |
| 取組名称 | 産業まつり 花・苗木配布事業 |
| <p>緑化推進事業の一環として、住民の緑化に対する理解、関心を高めるために花及び苗木を無料配布するものです。</p> <p>なお、苗木については、一部を除き、東京都苗木生産供給事業を利用しています。また、会場では、公園等管理委託業者に協力してもらい、育て方等を相談できるコーナーを設けています。</p> | |
|  | |

| | |
|--|-----------------------|
| 自治体名 | 三鷹市 |
| 取組名称 | NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働 |
| <p>設立：平成21年4月2日</p> <p>市民・事業者・行政をコーディネートし、「花と緑のまち三鷹」をテーマに、花や緑を担う人づくり、市民が花や緑の活動できるしくみづくりや場づくりを進める中間支援組織として、市民・市民団体間のネットワークづくりの活動などを行っています。</p> <p>●ガーデニングフェスタの開催</p> <p>花と緑あふれるまちづくりのきっかけとなる大きなイベントとして、市民緑化推進委員会(事務局:NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会)と三鷹市との共催で年1回開催しています。緑化等に関する写真の募集及び表彰等も行い、「緑と公園都市」を創出していくことや、地域のコミュニティを通じて花や緑を一層広げていく取り組みを行っている。毎年約1,000人が参加しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>●緑の普及・啓発事業</p> <p>ガーデニング講座及び花壇管理等講習会(年約10回開催・約150人参加)、緑の管理・育成講習会(年約5回開催・約100人参加)、緑の保全活動安全講習会(年1回開催・約50人参加)、樹木や野鳥などの観察会(年約4回開催・約80人参加)、剪定講習会(年約2回開催・約40人参加)、新入生への花種等の配布、保育園等への花苗の配布などを実施しています。</p> | |

| | |
|---|-------------------------------|
| 自治体名 | 小金井市 |
| 取組名称 | 滄浪泉園緑地開園40周年記念イベント(令和元年5月19日) |
| <p>滄浪泉園緑地(特別保全緑地地区)の開園40周年イベントとして、子どもたちと白梅の植樹体験を実施し、緑の保全を図るとともに、市内等で活躍するNPO法人や造園業の方等が講師となり、環境啓発を図る講座を実施しました。</p> <p><講座のねらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の樹木や植物を紹介するガイドツアーの実施により身近な緑との触れ合いや大切さを学ぶ ・秩父の森林保全の取り組みを紹介し、間伐されたカエデの樹液から作ったメイプルシロップを使用したお菓子を食べることで森を守ることにつながることを学ぶ ・市内によくある樹木の見分け方を学ぶことにより、身近な緑に関心を持ってもらう <p>また、一日特別無料開園日とし、400名を超える市民の方々に新緑を楽しんでいただきました。</p> | |



第4章 今後の取組に向けて

1 次世代を見据えた取組

東京都の人口は2025年をピークに減少局面を迎え、2040年代には高齢化率が3割を超えると予測されています。人口減少・高齢化の進行に起因する様々な課題が顕在化しつつある中、都市政策は、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する集約型都市構造化に大きく転換しています。国においては、平成26(2014)年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設され、居住・都市機能の誘導によるコンパクトシティの形成に向けた取組が推進されています。

また、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされています。グリーンインフラは、温室効果ガスの吸収や雨水の貯留浸透等を通じた気候変動への適応や、投資・人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成等、様々な場面での多様な機能の発揮が期待されています。

今後の人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や、気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応に向けては、コンパクトシティやグリーンインフラの考え方に則り、適正な土地利用による荒廃防止や防災・減災、地域の活性化といった面からも、緑の保全・活用を考える必要があります。例えば、立地適正化計画等と連動した緑の保全や、コミュニティづくりに寄与する緑を組み込んだまちづくり、地域の魅力を高める緑を活かした景観の保全・育成など、社会経済情勢の変化に即し、次世代を見据えた新たな緑の保全・創出・活用方策等も検討が必要です。

2 様々な主体との連携

近年、持続可能な開発の実現に向け注目されている言葉にESGがあります。ESGは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字で、投資家が企業に投資する際に、これらの要素を考慮することが必要だという考え方が世界的に広まってきています。

また、平成27(2015)年9月の国連サミットで、2030年までを期限として国際社会が取り組む持続可能な開発目標として、SDGs(Sustainable Development Goals)が採択されました。これにより、気候変動対策、強靱で持続可能な都市づくり、陸域生態系の保護などを含む17の国際目標について、公共、民間の垣根を越え、あらゆるステークホルダーと連携し取組んでいくこととなりました。

持続可能な都市づくりに欠かせない緑の保全・創出は、こうしたESGやSDGsの概念を取り入れ、行政、都民、企業、NPO等と連携し、社会全体の課題として取組んでいく必要があります。

本方針の推進にあたっては、様々な主体との連携を念頭に、例えば、都市開発に関わる民間セクターとの新たな連携や、質の高い維持管理を地域経済に組込む緑のマネジメント、中間支援組織等と連携した都民や市民団体への支援など、既存制度の再検討や新たなプロジェクトの創設などに取り組んでいきます。

3 施策の進行管理と方針の推進

都は、「戦略ビジョン」において、新たに「緑溢れる東京プロジェクト」を立ち上げ、都や区市町村による公園や緑地の整備、農地や自然地の保全、民間の都市開発における緑創出など、あらゆる機会を通じて緑の量的な底上げと質の向上を図ることで、都内全体の緑を増やす取組を進めていきます。また、このプロジェクトの展開に際しては、地域の実状や具体的な取組実態などを踏まえ、都と区市町村が緊密に連携しながら、取組を進めていきます。

「緑確保の総合的な方針」の推進にあたっては、都区市町村合同の調整プラットフォーム(都区市町村合同推進委員会)により、課題調整を行っています。こうしたプラットフォームを効果的に機能させることにより、今後、急速に変化していく社会情勢に対応し、施策の充実や取組の加速も検討していきます。

今後も本方針に基づき、東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくとともに、あらゆる機会を通じて緑を生み出していけるよう、様々な施策に取り組んでいきます。